

目 次（案）（3/15 現在）

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
 - (1) 地域福祉とは
 - (2) 地域福祉計画とは
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 地域福祉の現状と推進の方向性

- 1 地域福祉を取り巻く課題と施策
 - (1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
 - (2) 地域ケアシステムの構築
 - (3) 高齢者の生きがい支援
 - (4) 子育て支援
 - (5) 障がい者支援
 - (6) 生活困窮者自立支援
 - (7) 孤独・孤立・自殺対策
- 2 統計で見る飯山市の現状
 - (1) 年齢3区分別人口の推移
 - (2) 出生率の推移
 - (3) 要介護・要支援認定者の状況
 - (4) 介護保険サービス
 - (5) 後期高齢者人口の推移
 - (6) 障がいのある人の状況
 - (7) 生活保護の動向
 - (8) 自立支援・生活困窮者支援の状況
 - (9) 高齢者の社会参加
 - (10) 子育て環境
- 3 課題と方向性

第3章 基本理念と基本目標

- 1 計画が目指す将来像・基本理念
- 2 将来像実現のための基本目標
- 3 施策の体系

第4章 施策の展開

基本目標1 つながり合い、支え合い、自分らしく暮らせる、お互いさまの地域づくり

- 1-1 住民相互のつながりと地域活動への参加意識の向上
- 1-2 多様な住民の地域生活課題の共有と見守りの推進
- 1-3 福祉の心を育てる学びの推進

基本目標2 困りごとを受け止め、多様なサービス連携により解決を目指すしくみづくり

- 2-1 多様な困りごとを受け止める相談支援体制の強化
- 2-2 複合的な課題を地域の多様な機関が連携して解決していく体制づくり
- 2-3 すき間なく、切れ目ない支援体制への連携強化

基本目標3 ごちゃまぜでつながり、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

- 3-1 互いに多様性を認め合い、その人らしく暮らせる地域づくり
- 3-2 安心・安全な生活環境と災害時等の支援体制の整備
- 3-3 心身の健康と介護予防の推進と地域医療体制の維持
- 3-4 権利擁護と成年後見制度の利用促進
【飯山市成年後見制度利用促進基本計画】
- 3-5 再犯防止に関する取組み
【飯山市再犯防止推進計画】

第5章 計画の推進

- (1) 推進体制
- (2) 計画の見直し

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉とは

いま、私たちが暮らす地域社会は、急激に進む少子高齢化や人口減少等による社会・経済構造の変化、大規模な自然災害の発生など多様な課題に直面し、それぞれの世帯そして住民一人ひとりも、認知症や要介護状態など老いへの不安、子育ての悩み、若年世代のひきこもり、病気や障がい、社会的な孤立や経済的困窮など何らかの生活上の困りごとを感じている場合が多くなっています。

こうした諸課題に対応するために、従来から「福祉」の制度が機能してきました。一般に福祉というと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたイメージがありますが、現在の多様で複雑化した課題へのきめ細かな対応は既存の「縦割り」「分野別」の制度だけでは難しくなっています。

多様で複雑な困りごとに対応し、地域で誰もが自分らしく暮らしていくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自ら関わり合いを持ち、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がる「地域福祉」の仕組みづくりが必要となっています。

これからのまちづくり、地域活動においては、地域に関わる多様な人たちの協力により、互いに支え合い助け合う住民のつながりを基盤とする「地域福祉」の仕組みをつくり、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、だれもが暮らしやすい地域を自分たちの手で作り、それを持続させていくことが求められています。

なお、社会福祉法第4条においては、地域福祉を推進する主体と目的を次のように定めています。

■社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（２）地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するため、住民相互が協力し、地域での課題を把握し、関係機関との連携によって解決を図る「地域ぐるみの福祉」を目指すための「理念※」と「方向性」を明確にする計画です。

社会福祉法 107 条には、市町村地域福祉計画について次のように規定されています。

■社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３ 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

飯山市地域福祉計画は、社会福祉法に基づいて策定するもので、飯山市の地域福祉の課題解決に向けた、福祉サービスや福祉活動などの支援体制と住民相互のつながりの仕組みづくりによる今後の地域福祉の方向性を示すとともに、地域包括ケアシステムの構築、成年後見制度や再犯防止の取組みなど、福祉施策の今日的な視点を反映したものとしていきます。

※「理念」…ある物事についての、こうあるべきだという根本の考え

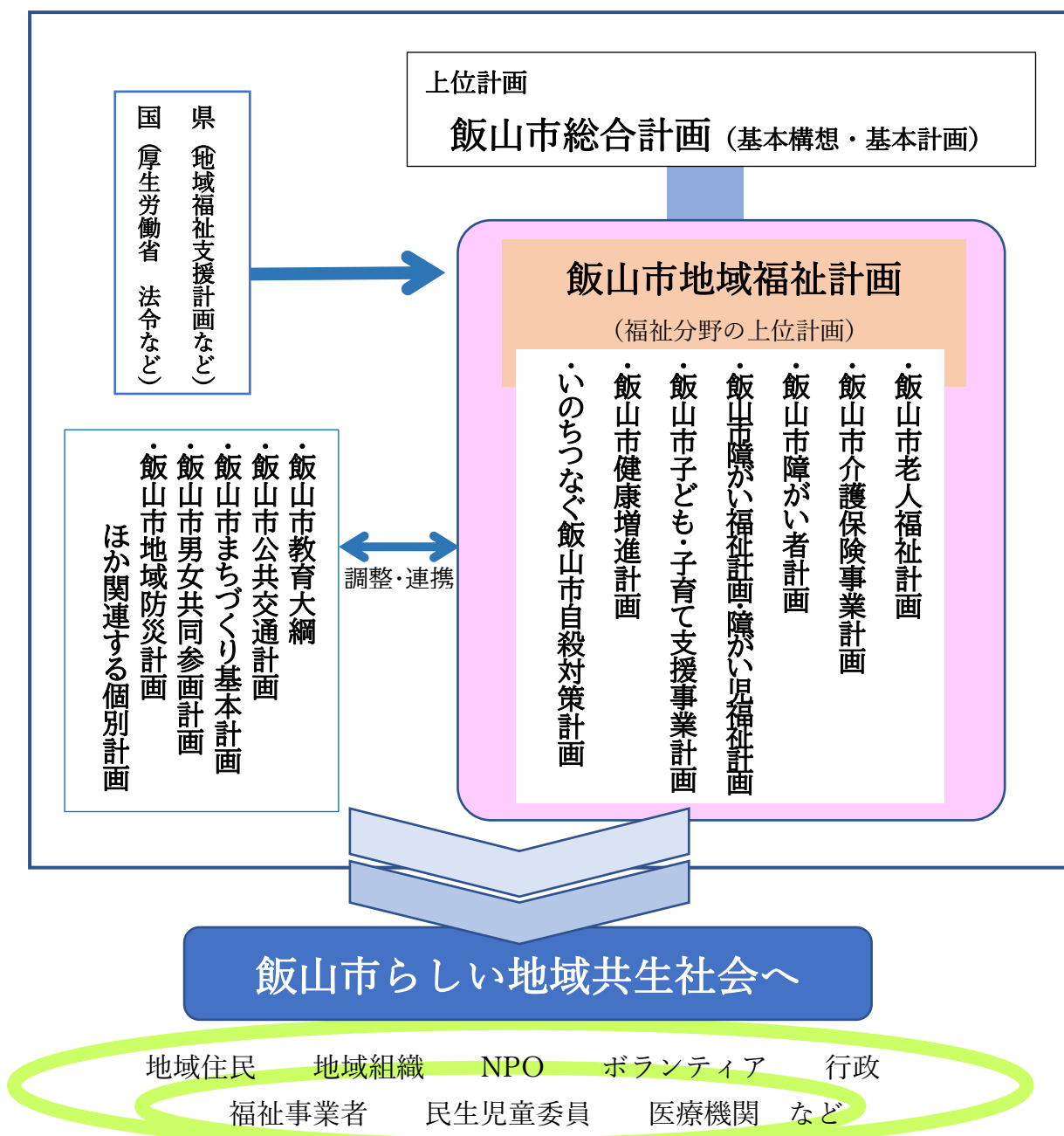
２ 計画の位置づけ

飯山市地域福祉計画は市の最上位計画である総合計画として策定中の第 6 次総合計画・基本構想との整合を図り、地域福祉行政全体の総合的な上位計画として、保健・福祉等の各分野で策定されている個別計画の施策や目標を基本的に尊重しつつ、人権・教育など他の分野の個別計画との関連も踏まえ策定し、見直しや改定に応じて相互に調整を図るものとします。さらに、市町村に策定が求められている「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」を本

計画の一部として策定し、市民との意識の共有に繋がっていきます。

また、市が行う施策だけでなく、市民や事業者、市社会福祉協議会など、それぞれの立場からの主体的な活動と相互の連携を期待する視点や SDG s※の視点も反映させ、持続可能な支え合う地域共生社会※づくりを目指すものとします。

●位置づけのイメージ



※SDG s (Sustainable Development Goals)…2030 年までに全世界で達成すべき持続可能な開発目標として国連が定めたもの。17 のゴール(目標)と 169 のターゲットを掲げている

※地域共生社会…福祉における制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

3 計画期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中においても、市民の意識や社会情勢の変化、国の社会保障や社会福祉制度等の変更が行われた場合には、必要に応じて見直しを行います。また、関連する上位計画及び主な個別計画の計画期間は下表のとおりであり、必要に応じて相互に調整を図ります。

計画名\計画期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
飯山市基本計画	第5次計画	第6次計画 前期計画				
飯山市地域福祉計画	策 定					
飯山市老人福祉計画		見直し				
飯山市介護保険事業計画	第8期	見直し	第9期			
飯山市障がい者計画		見直し				
飯山市障がい福祉計画・障がい児福祉計画		見直し				
飯山市子ども・子育て支援事業計画	第2期		見直し	第3期		
いのちつなぐ飯山市自殺予防対策計画						
飯山市健康増進計画	第2次	見直し				

第2章 地域福祉の現状と推進の方向性

1 地域福祉を取り巻く課題と施策

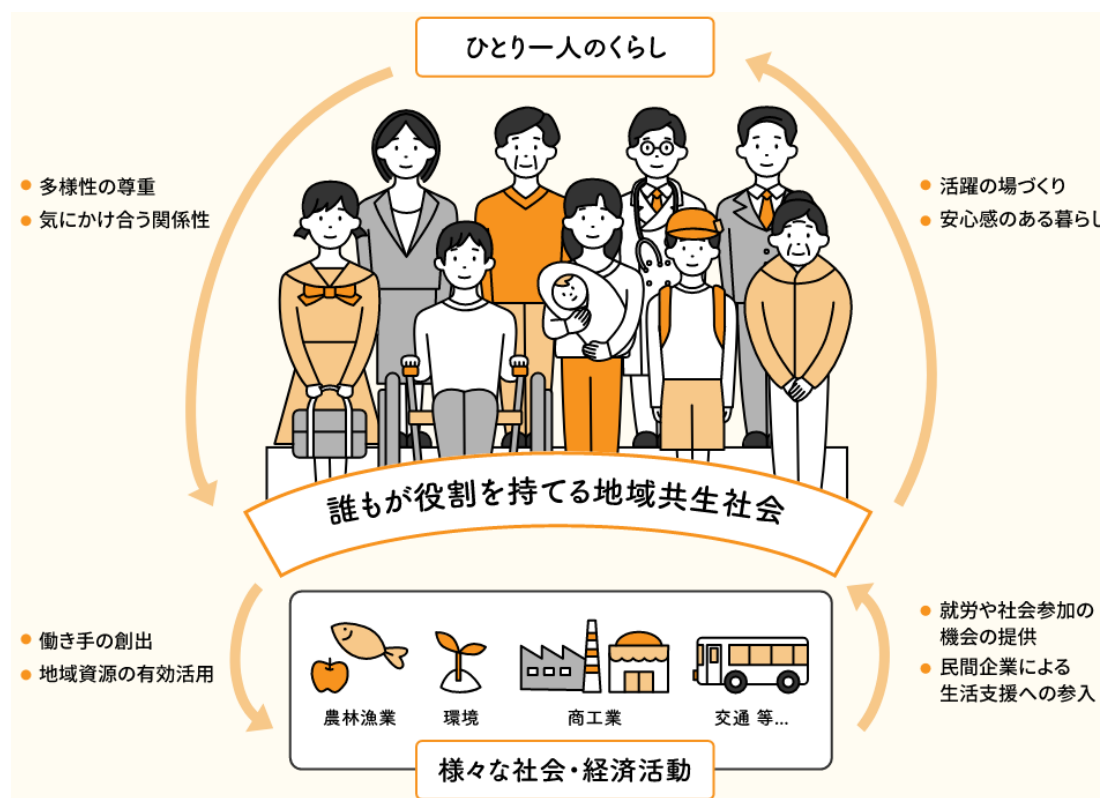
(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

国は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を推進しています。これは地域福祉計画が目指す姿といえるものです。

日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うことを基本的なアプローチとしてきました。一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、従来の社会保障の仕組みでは対応が難しいと考えられるケースが増えています。

また、人口減少や高齢化などの影響で、共同体の機能が低下していると言われています。これまでも地域では民生委員・児童委員や自治会役員などの皆さんが住民の見守りや相談役を担ってきました。しかし、その担い手確保に苦慮する場面も出てきています。

さらに、外国人の増加や性的指向・性自認の多様化など、社会の構成員やその価値観の多様性は増しています。地域はこのような多様性を受け止める力を高めることが求められています。



資料：厚生労働省HP

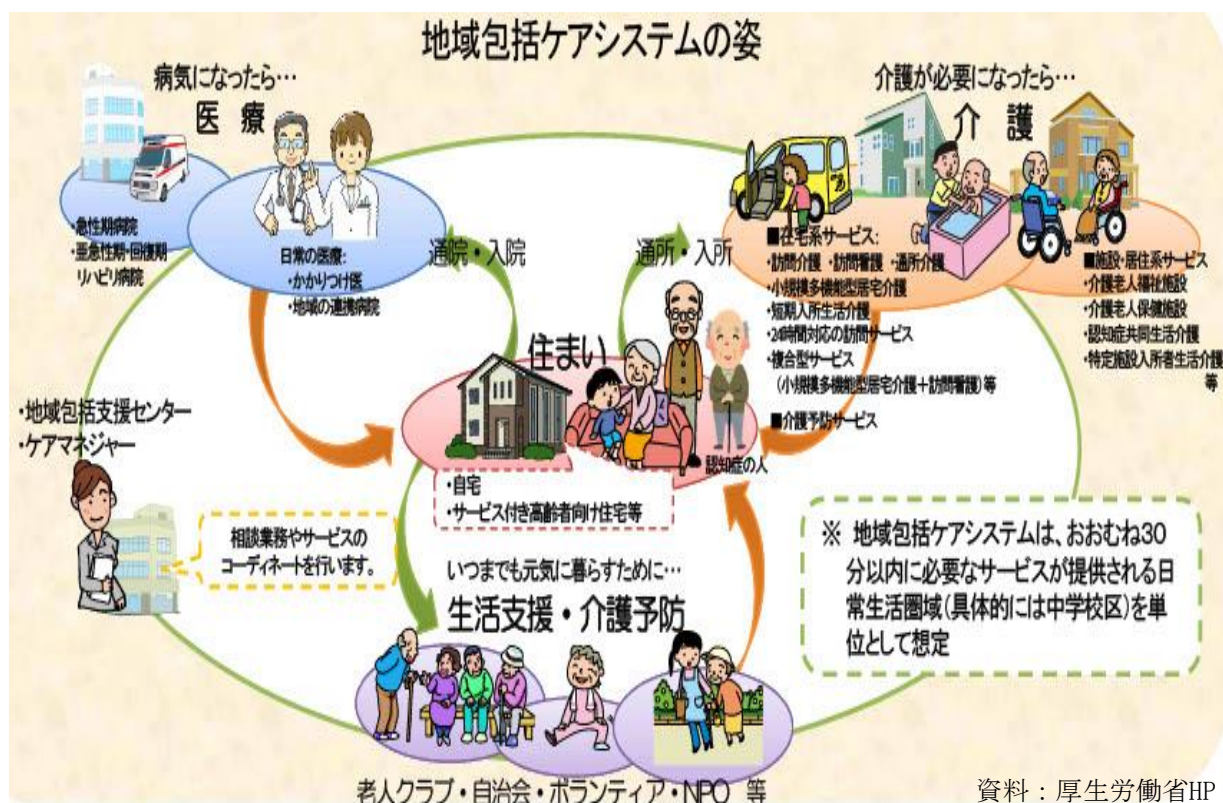
(2) 地域包括ケアシステムの構築

わが国では、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化が進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズが高い85歳以上人口の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加することが見込まれています。さらには、介護する家族の負担増や介護離職者の増加、介護職員の人材不足など様々な課題が浮かび上がっています。

市では「飯山市地域包括支援センター」を設置し、相談窓口、高齢者の権利擁護、介護予防ケアマネジメント、介護支援専門員等への支援、要支援者等の把握、介護予防事業等を実施し切れ目のない支援体制構築に取り組んでいます。また、地域での生活を支えるために欠かせない医療提供体制の安定的な維持確保に向け、医療機関や周辺自治体とも連携して有効な方策の研究検討も続いています。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、支援を必要とする方に適切なサービスを提供できるよう、地域包括支援センター機能の強化、総合事業の充実、在宅医療・介護の連携推進（連携窓口の設置）、認知症施策の推進（初期集中支援チームの運用、オレンジカフェ等相談の場を設ける、支援員の育成など）を重点とし、住民が主体となる地域づくりへの支援や世帯全体を支援するための連携強化を図り、この地域にふさわしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。



（３）高齢者の生きがい支援

高齢者の介護予防が求められている中で、社会参加や社会的役割を持つことにより、生きがいを持って生活し、自らの経験を生かすことは高齢者本人にとっても地域社会にとっても大変重要なことです。

市では、飯山地域シルバー人材センターの運営支援、飯山市社会福祉協議会老人福祉センター「湯の入荘」の運営支援、老人クラブの運営支援や公益財団法人長野県長寿開発センターが実施する「長野県シニア大学」による人材育成に協力しています。

（４）子育て支援

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされました。

市では、「飯山市子育て世代包括支援センター あいえーる」を開設し、妊娠から子育てのなかで感じるさまざまな不安や疑問、そのすべてを相談できるように母子保健コーディネーターを配置し、助産師・栄養士などの専門職や関係する機関のするスタッフと連携して、子育て世代の皆さんを総合的にサポートしています。また、医療費に対しては、「保健診療等に係る医療費に対する助成制度（福祉医療）」を実施して支援を行っています。

（５）障がい者支援

障がい者の日常生活及び社会生活の支援や障がい児の発達支援のための障がい福祉サービス等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）及び児童福祉法により実施されています。

障害者総合支援法は、平成25年４月に、これまでの「障害者自立支援法」を改正する形で施行され、基本理念として「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「社会参加の機会の確保」、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと等が掲げられています。

平成28年には、障がい者の望む地域生活や就労の実現、障がい児支援ニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を目的として、障害者総合支援法および児童福祉法の一部が改正され、平成30年に施行されました。

国では、障害者総合支援法改正以降の状況を踏まえ、「１．障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「２．社会の変化等に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細かな対応」、「３．持続可能で質の高い障がい福祉サービス等の実現」の３点を柱として制度の見直しを行っています。

市では、保健福祉課に担当係を設けるほか、北信圏域６市町村合同により、基幹相談支援センターとしての機能も備えた北信圏域障害者総合支援センターを設置し、障がい者およびその家族の相談や、専門的な支援を要するケースにも対応できる体制を整備しています。ま

た、障がい者の支援の多様化や「親なき後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える体制の構築のため、地域生活拠点等の整備を進めてきました。

どのように暮らしどのように働きたいかなど、障がい者本人の思いに耳を傾け、その願いをできる限り実現していけるよう、本人を中心とした支援の充実を図っていく必要があります。そのためには、地域として「ともに生きる社会」の意味を考えながら、家族への支援を含めた障がい者の生活に対する支援体制をさらに整えていく必要があります。

（６）生活困窮者自立支援

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成27年４月に施行されました。この法で定める「生活困窮者」とは、就労や心身の状況、地域社会との関係性などにより現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者で、関係機関と連携しながら相談者の自立に向けた支援を実施します。

市では、長野県・飯山市生活就労支援センター「まいさぼ飯山」を相談窓口として設置しています。また、家賃の一部を支給する住居確保給付金、就労に向けた支援をする就労準備支援事業、家計の見直しを手助けする家計改善支援事業など、自立の支援に向けた制度があります。

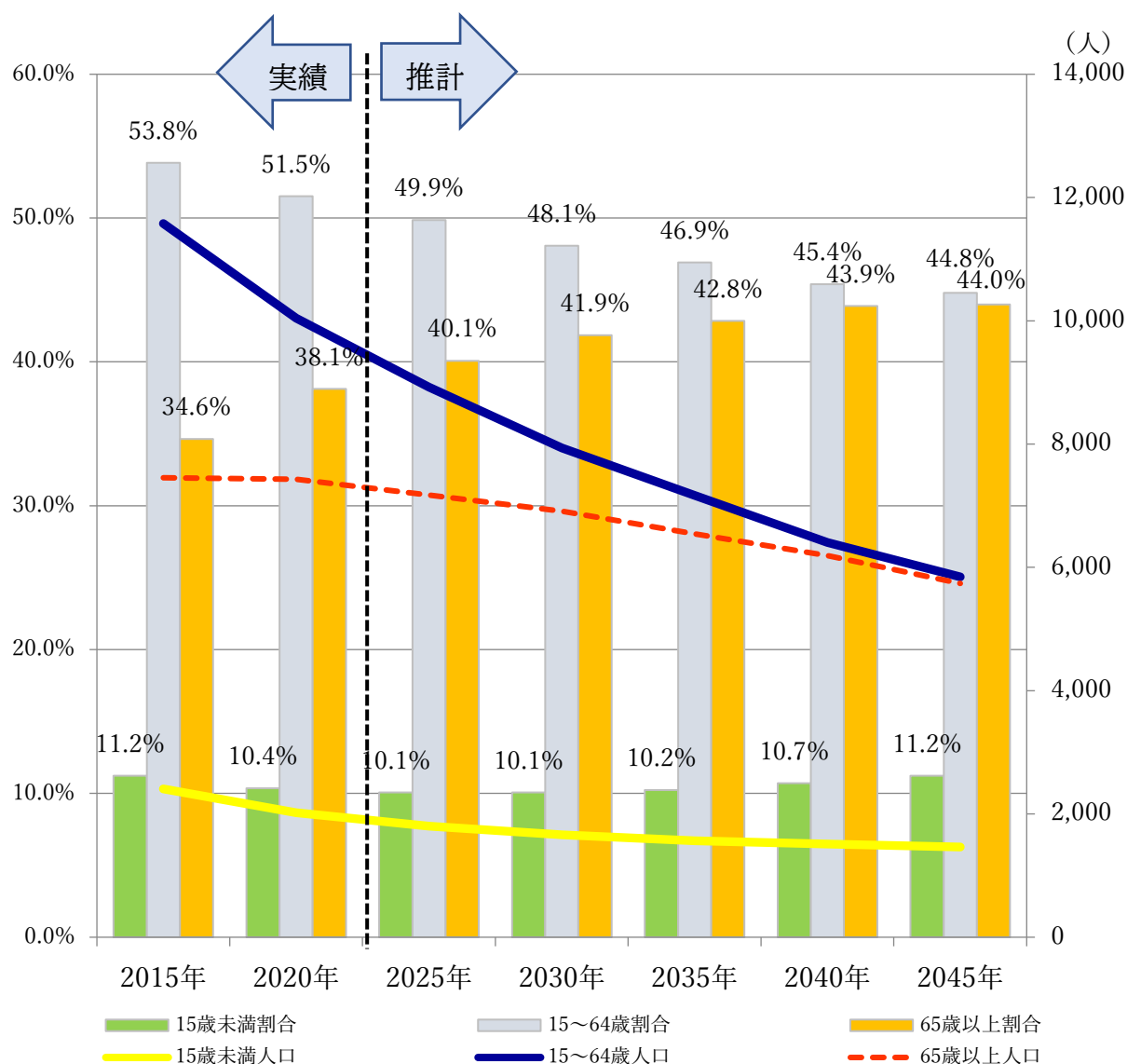
（７）孤独・孤立・自殺対策

コロナ禍等による社会的不安に寄り添い、今後さらに深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、国は令和３年に内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置し対策に着手しました。

また市では、平成２９年７月に自殺対策の指針である新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されたことに基づき、「いのちにつなぐ飯山市自殺対策計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない飯山市の実現を目指しています。

2 統計で見る飯山市の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移



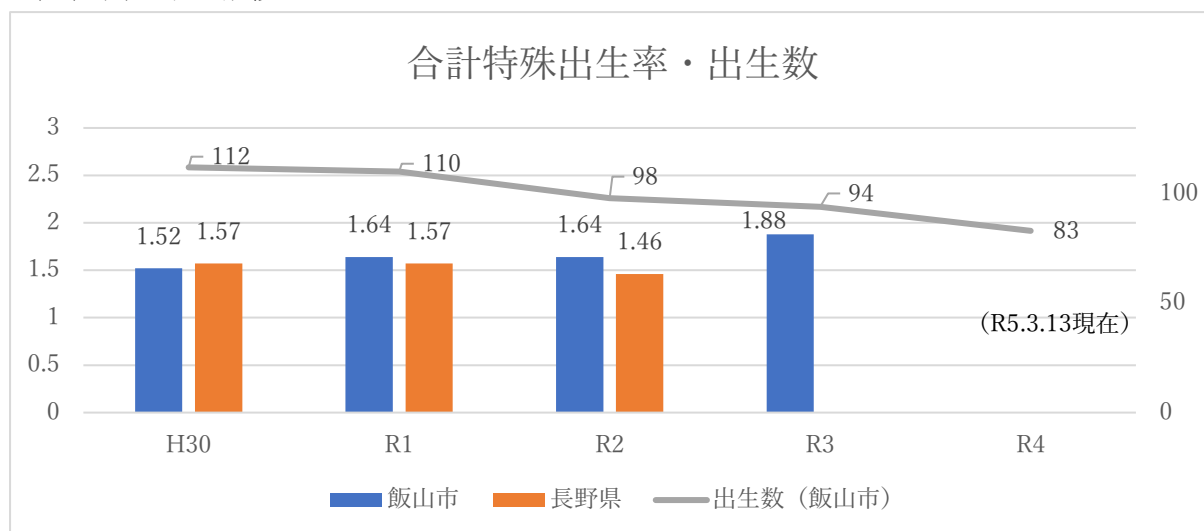
(人)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
15歳未満	2,406 11.2%	2,020 10.4%	1,800 10.1%	1,664 10.1%	1,564 10.2%	1,512 10.7%	1,464 11.2%
15～64歳	11,543 53.8%	10,040 51.5%	8,923 49.9%	7,940 48.1%	7,166 46.9%	6,403 45.4%	5,846 44.8%
65歳以上	7,426 34.6%	7,431 38.1%	7,172 40.1%	6,912 41.9%	6,544 42.8%	6,191 43.9%	5,739 44.0%
(年齢不詳)	(63人)						
計	21,438	19,491	17,895	16,516	15,274	14,106	13,049

資料：企画財政課

人口については減少しており、更に減少していくと予測されています。
年齢3区分の割合について実績、推計ともに15～64歳の割合が減少しています。

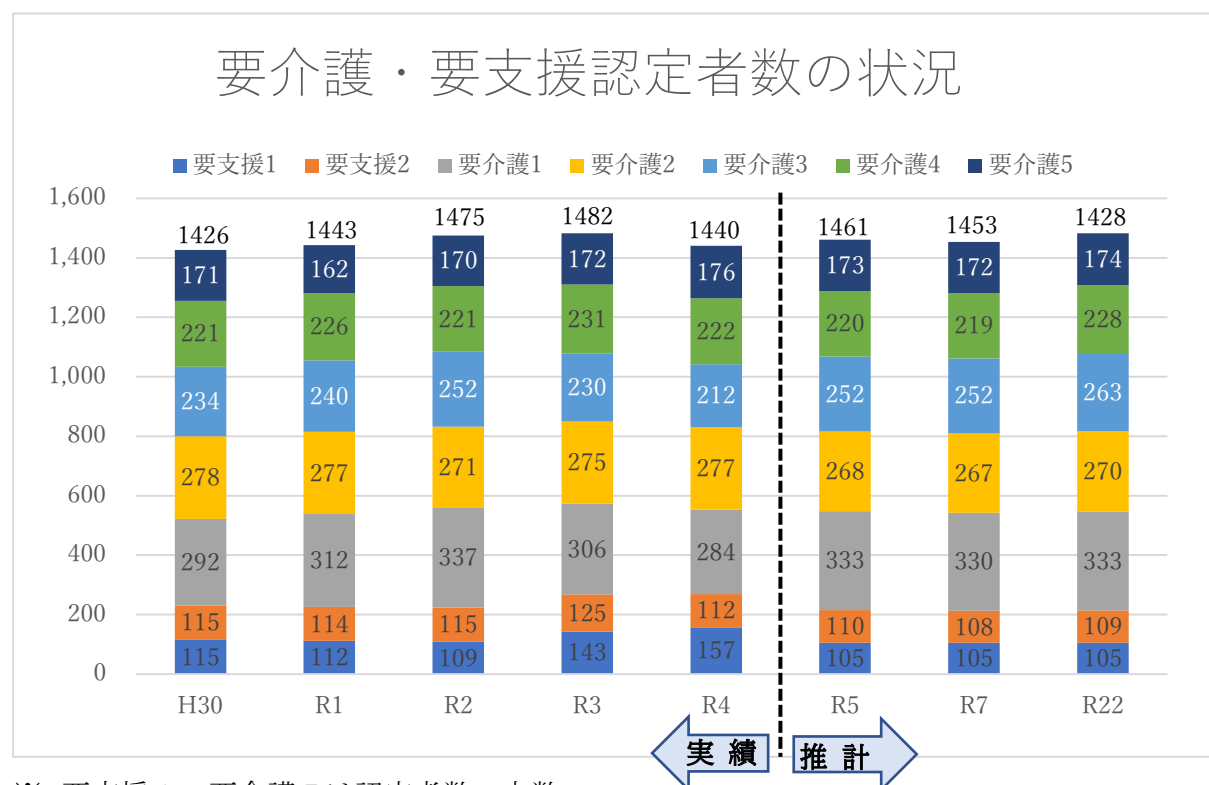
(2) 出生率の推移



資料：市民環境課

出生数は減少傾向ですが、合計特殊出生率については県平均を上回っている状況です。

(3) 要介護・要支援認定者の状況



※ 要支援1～要介護5は認定者数の内数

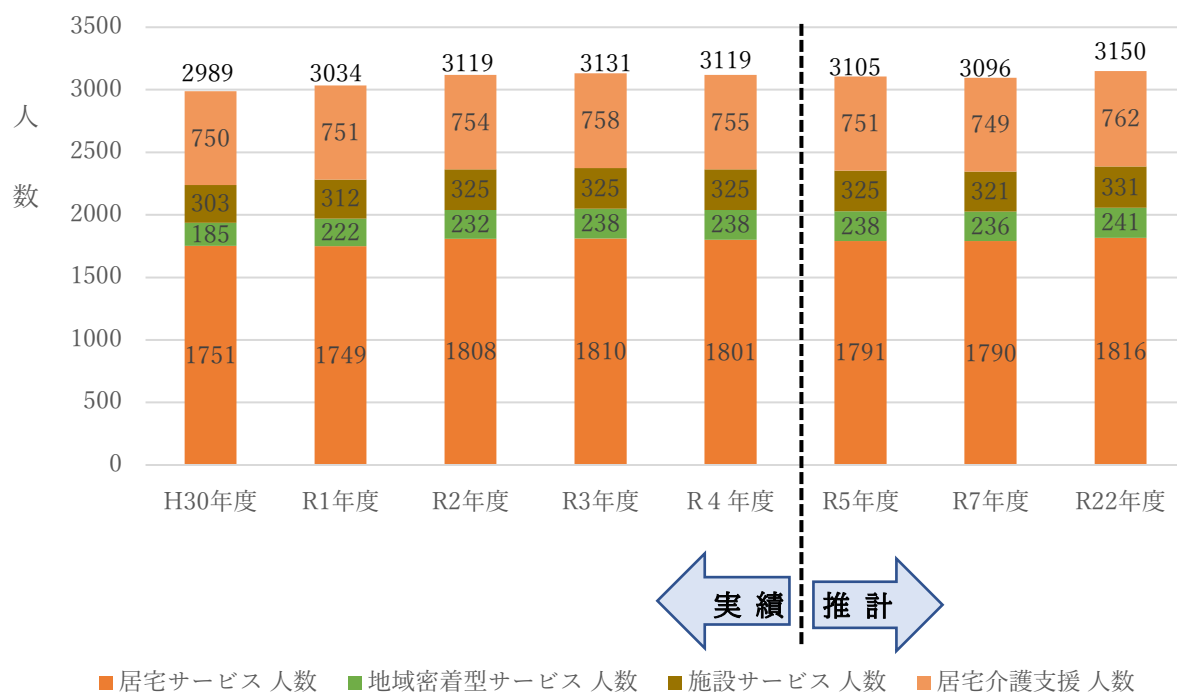
※ 各年10月1日現在の人数。

資料：保健福祉課

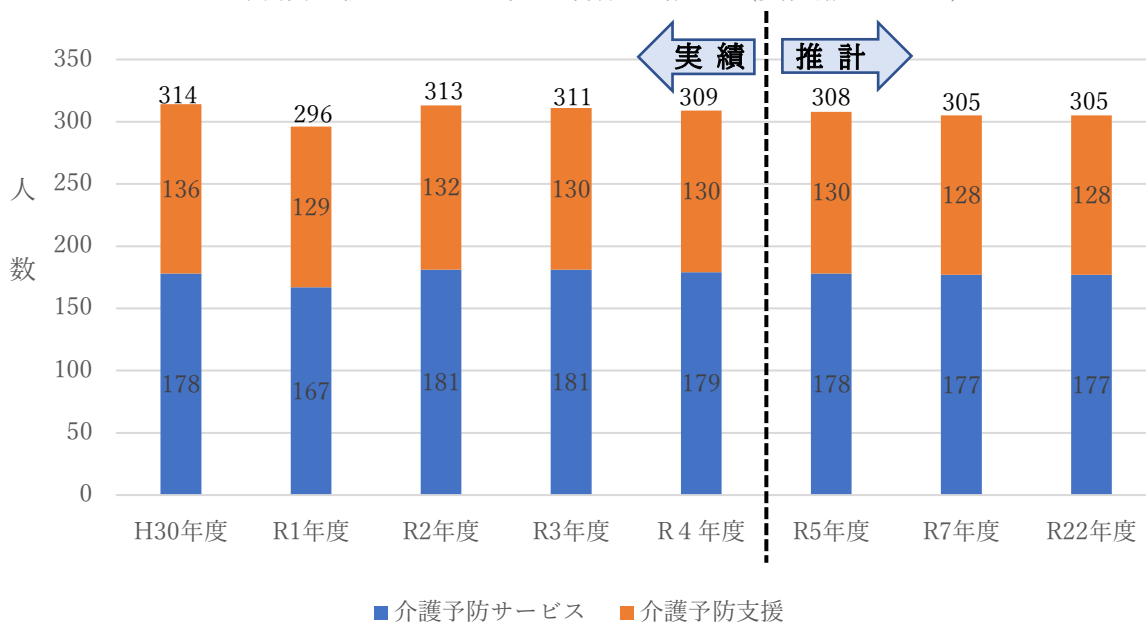
全体数および区分別数共にほぼ横ばいで推移しており、今後も横ばいと予測されています。

(4) 介護保険サービス

居宅/地域密着型/施設介護サービス利用者数の推計
(要介護1～5)

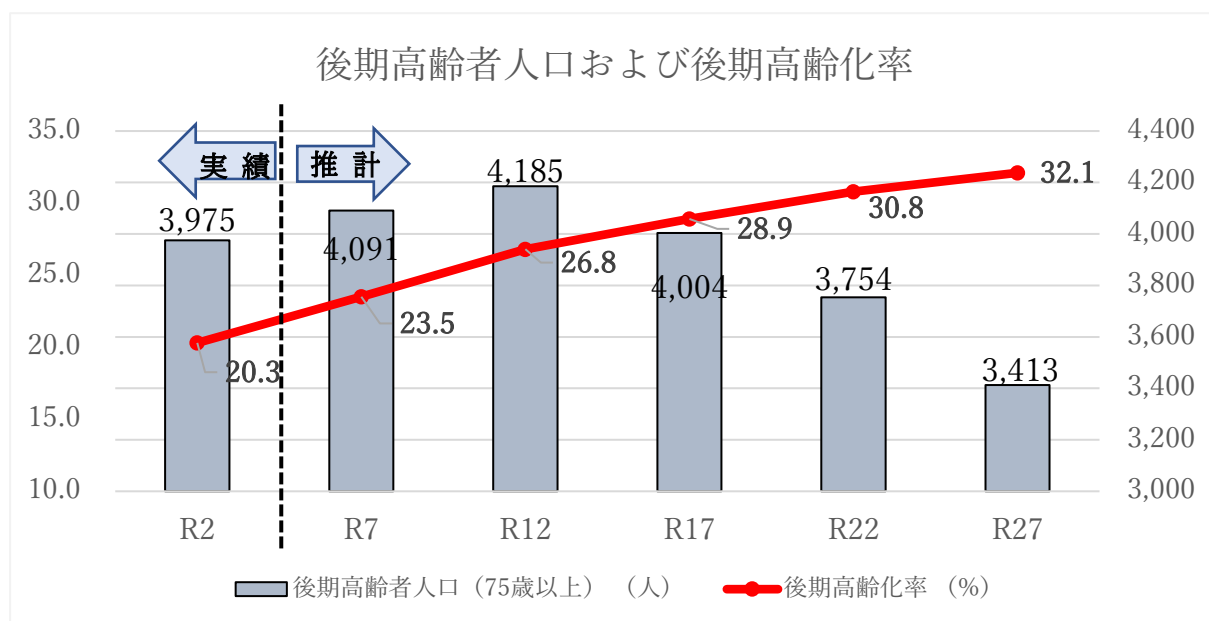


介護予防サービス利用者数の推計 (要支援1～2)



要介護1～5および要支援1～2のサービス利用について、利用者数は横ばいで推移しています。

(5) 後期高齢者人口の推移



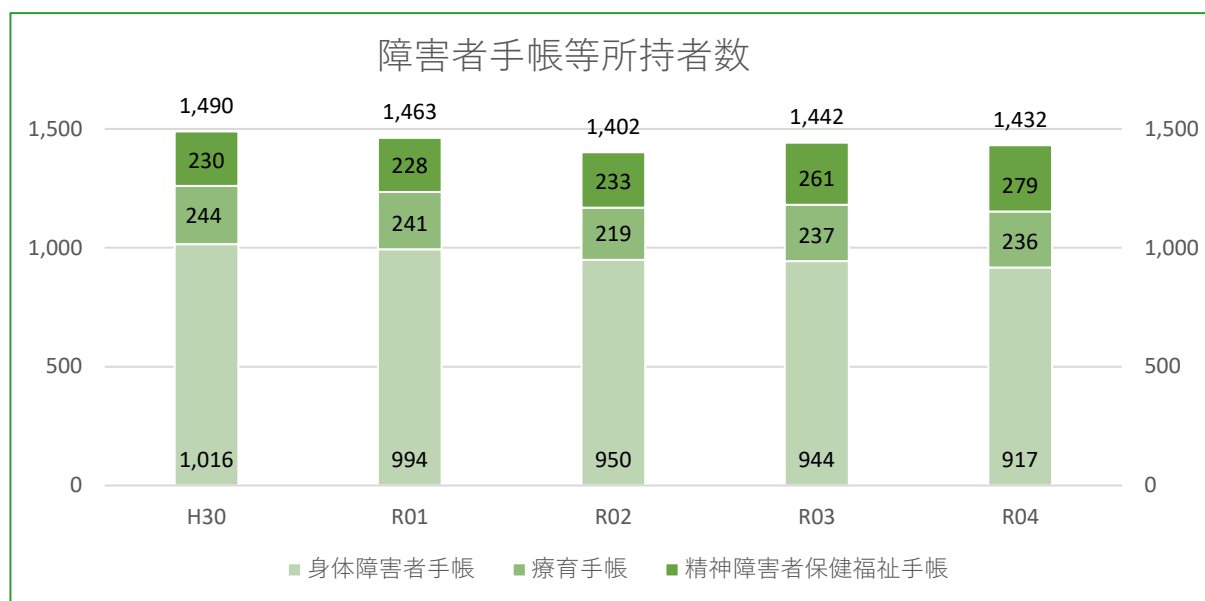
※ R2 は国勢調査

※ R2 以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

資料：保健福祉課

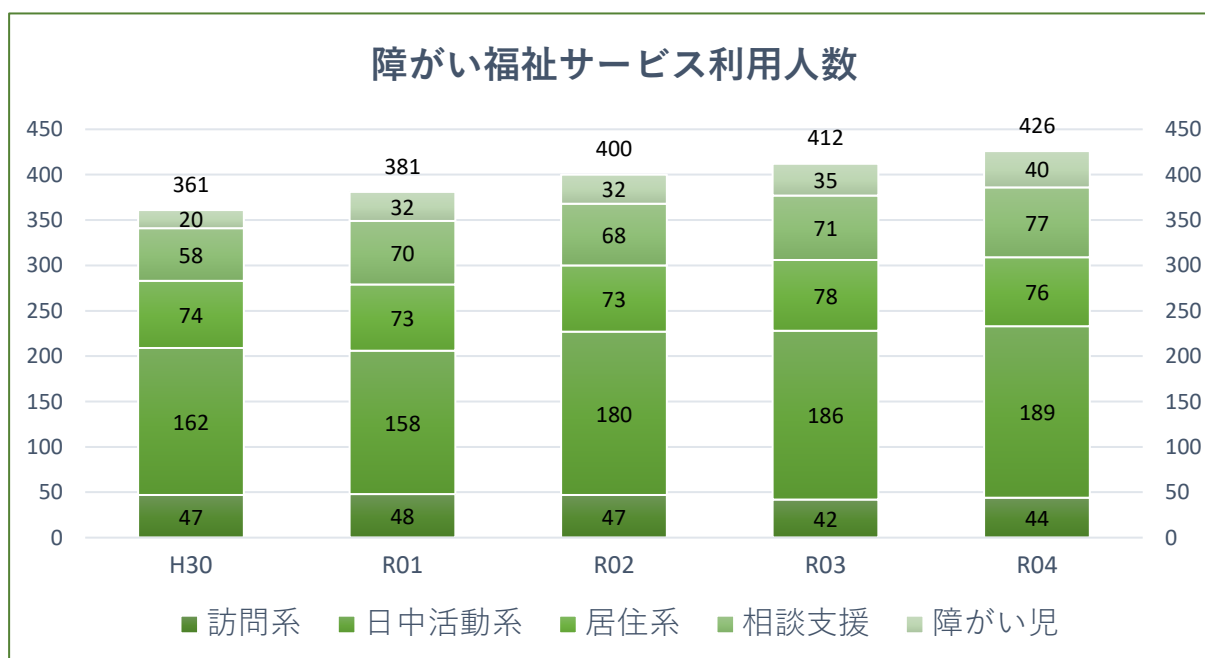
後期高齢者人口は令和 12 年を境に減少に転じるものの、後期高齢化率については、上昇し続けると推測しています。

(6) 障がいのある人の状況



資料：保健福祉課

身体障害者手帳および療育手帳の交付数は減少傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。



資料：保健福祉課

訪問系サービスの利用人数はほぼ横ばいですが、日中活動系および障がい児サービスは年々増加しており、サービス全体としても増加傾向にあります。

(7) 生活保護の動向

※ 各年4月報告分

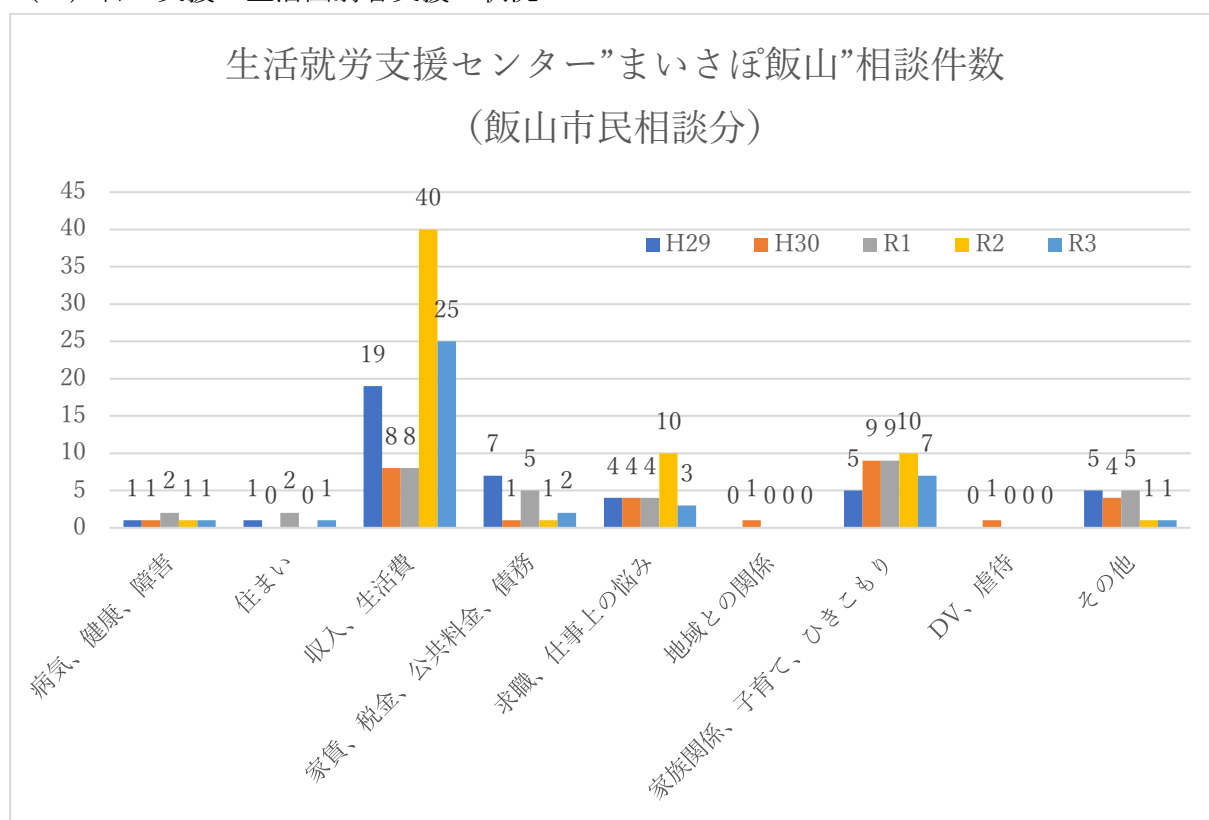
年次／区分	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)	【長野県】 保護率 (%)	【全国】 保護率 (%)
平成30年	46	55	2.5	5.4	16.6
令和元年	47	54	2.6	5.4	16.4
令和2年	55	63	3.0	5.4	16.3
令和3年	59	70	3.4	5.4	16.3
令和4年	60	71	3.5	5.4	16.2

%o … 千分比

資料：飯山市福祉事務所

保護率について、長野県および全国平均は横ばいもしくは減少傾向ですが、当市は増加傾向にあります。

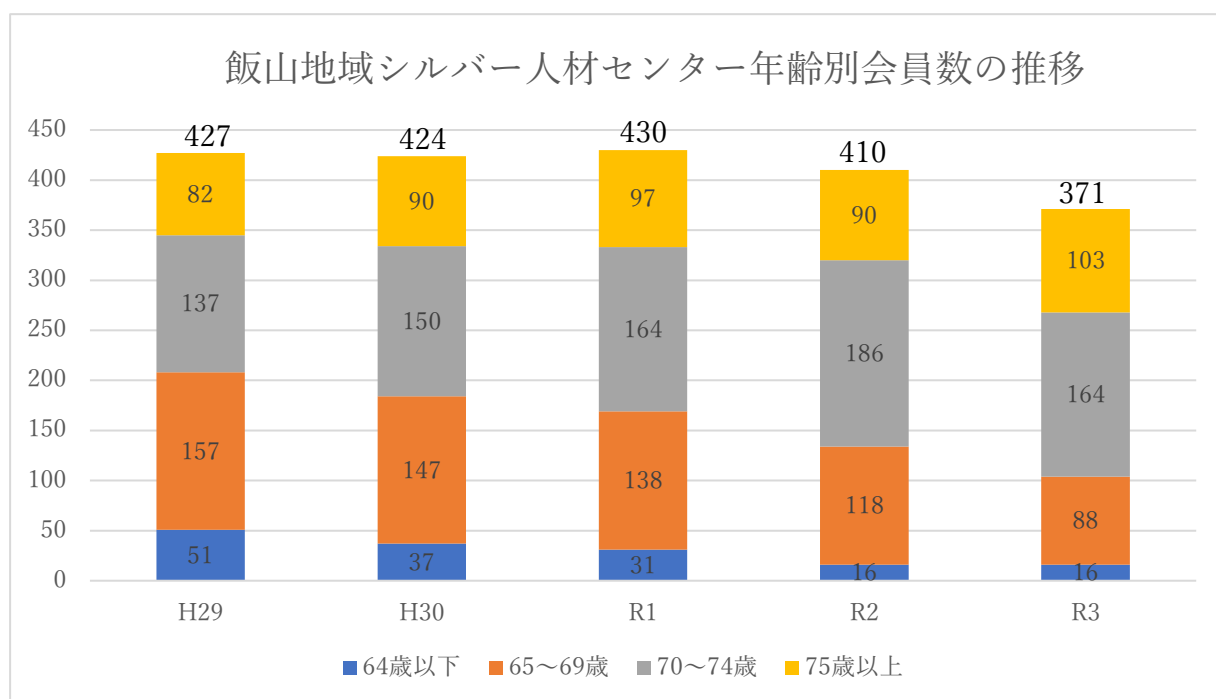
(8) 自立支援・生活困窮者支援の状況



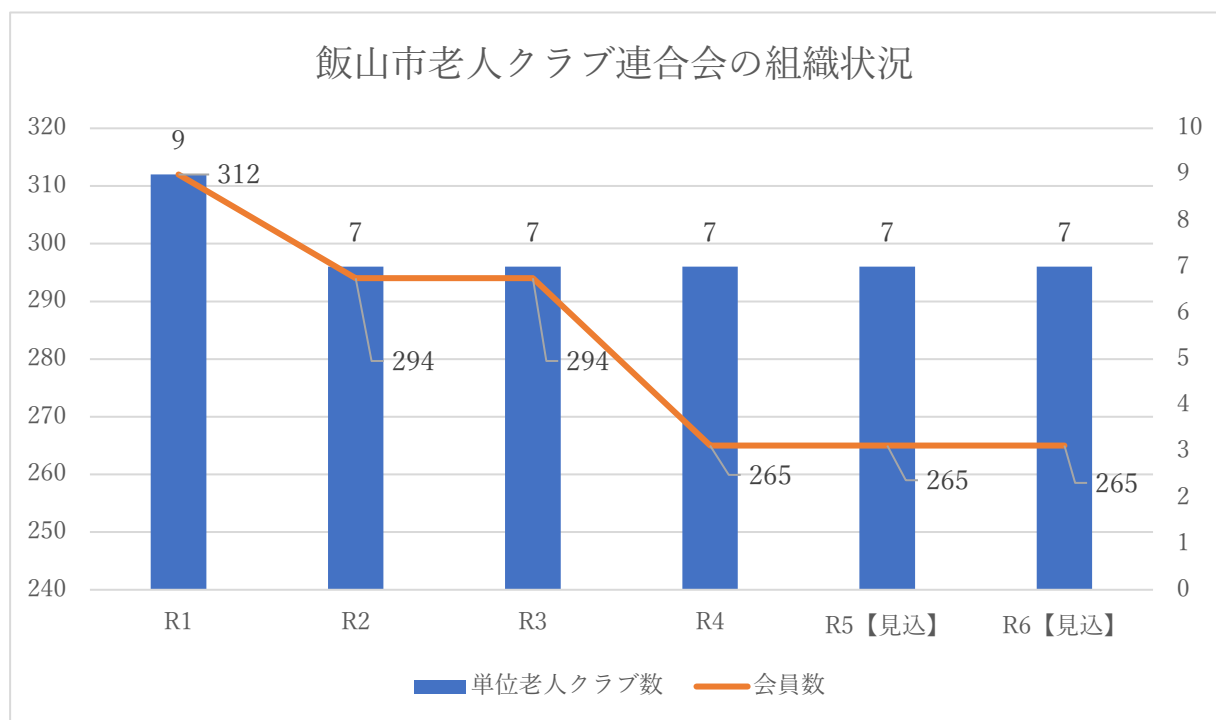
資料：まいさぼ飯山

「収入、生活費」に関する相談が多く、特に令和2年度が突出しています。

(9) 高齢者の社会参加



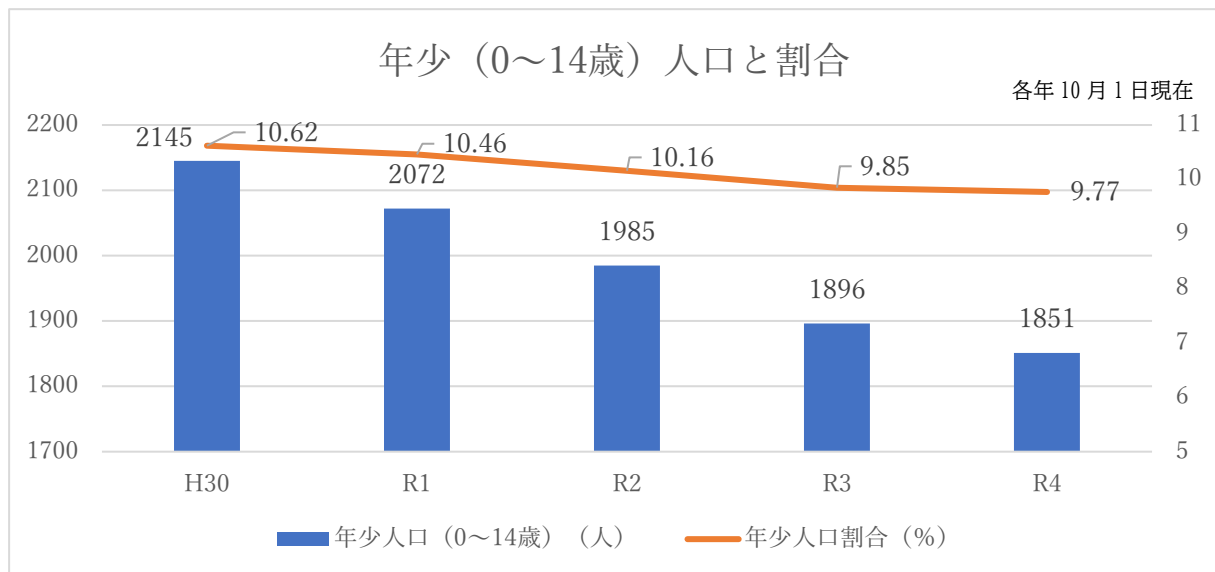
資料：飯山地域シルバー人材センター



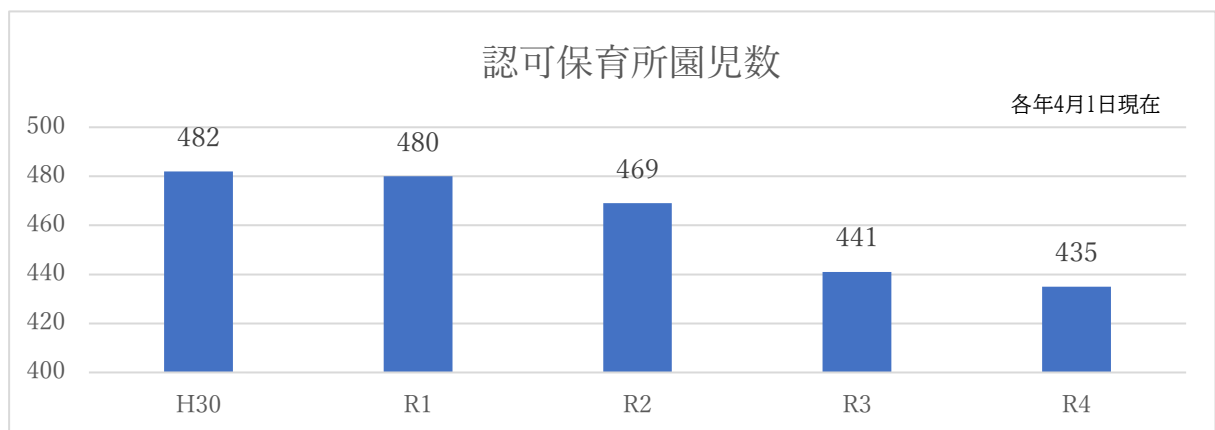
資料：保健福祉課

シルバー人材センター、老人クラブともに会員数は減少し続けています。また、シルバー人材センターの70歳以上会員の割合が大きくなってきています。

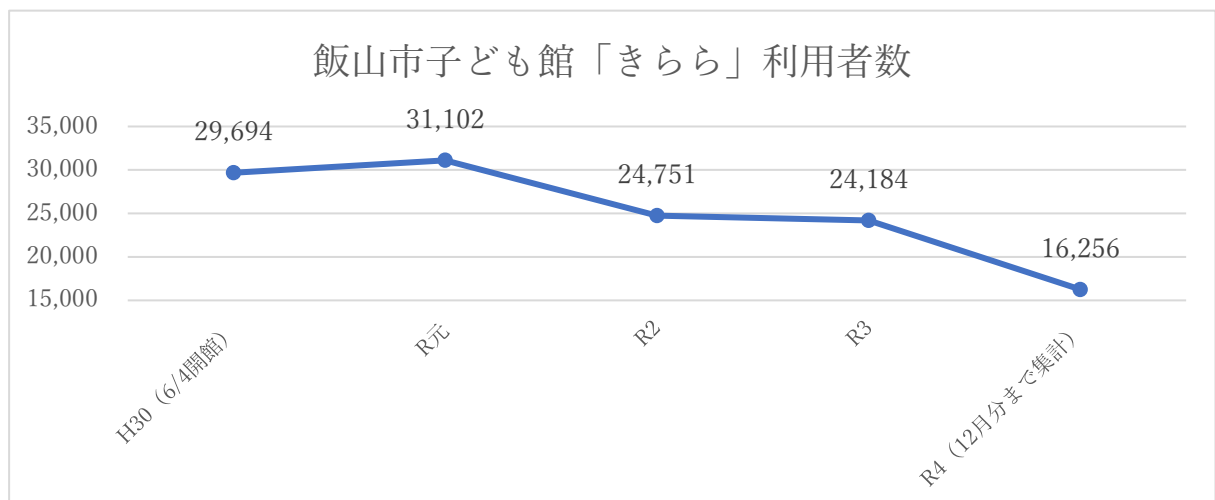
(10) 子育て環境



資料：子ども育成課

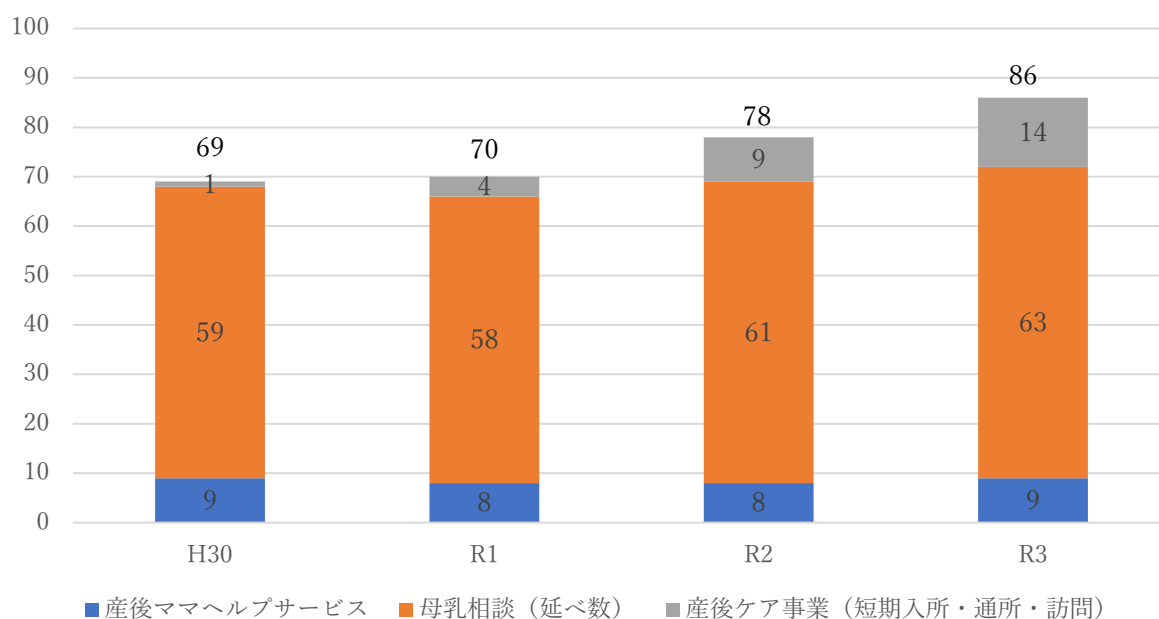


資料：子ども育成課



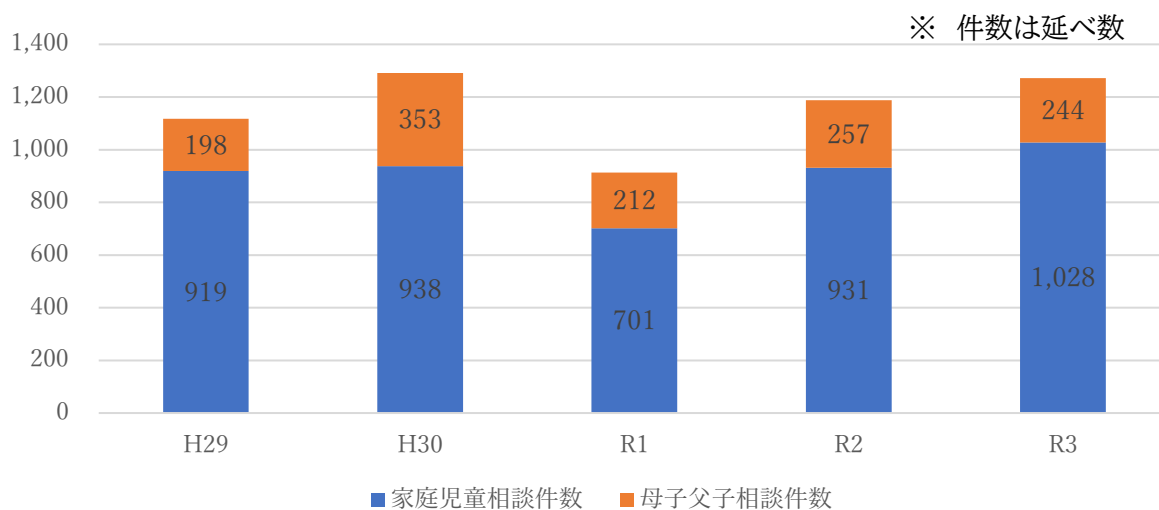
資料：子ども育成課

飯山市子育て世代包括支援センター 「あいえる」利用状況



資料：保健福祉課

子育て支援課相談室 相談件数



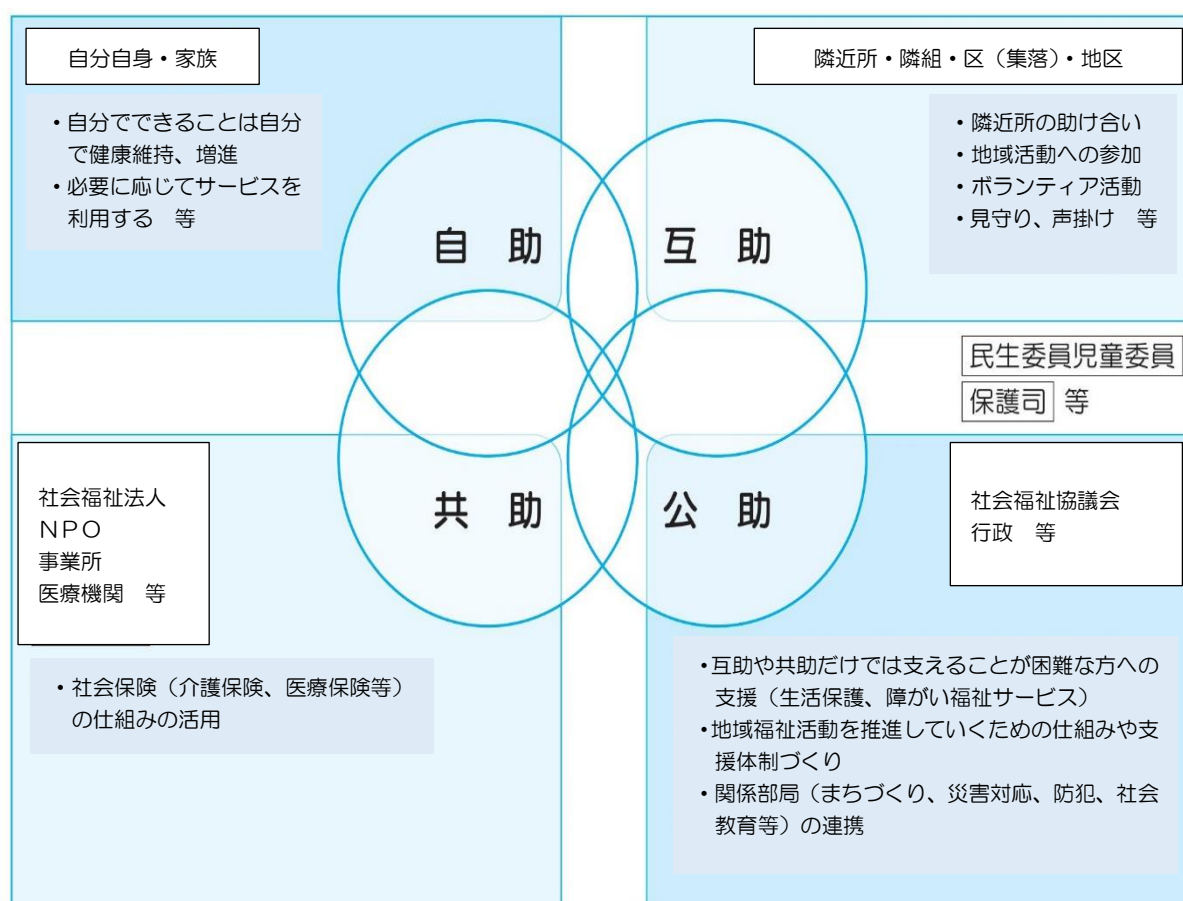
資料：子ども育成課

3 課題と方向性

本格的な少子高齢社会となり、高齢者をはじめ、支援を必要とする人がますます増えています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な困難を抱えている市民の日常生活を、市民をはじめとして、行政や関係機関などの多様な主体が支えていくことが重要です。

多様な主体が連携して支え合う地域をつくるには、まず、一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めていく必要があります。また、他の人への気遣いや日常的会話が自然に行われるような環境を育み、近隣地域での支え合いの仕組みをつくることによって、緊急時や災害時の要支援者への援助が円滑に進むなど、地域の福祉力を強化していく必要があります。

国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた施策の推進が必要であり、支える側と受ける側に分かれるのではなく、年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して自立した生活を送るために、自助、互助、共助、公助のそれぞれが機能する地域を構築することを更に推進していくこととします。



第3章 基本理念と基本目標

1 計画が目指す将来像・基本理念

社会福祉法第4条では、地域福祉の推進について、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、様々な分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域住民や社会福祉の事業者などが相互に協力することが求められています。そのためには公的な福祉サービスや支援と住民同士の支え合いが、相互に連携・協力していく地域でのしくみづくりが望まれています。

令和5年度からを計画年度とする飯山市の第6次総合計画・基本構想では、「将来のまちの姿」として「飯山郷創～世界にひらく里山の未来～」を掲げ、魅力ある郷（ふるさと）である飯山市を世界に発信し、多様性を認め合い、交流と定住の促進につなげることを目指しています。その実現に向け、福祉や地域に関しては「未来を拓く子どもたちが育つ共育のまち」「安全で安心して暮らしを愉しめるまち」という基本目標が打ち出されました。

この基本構想の趣旨を踏まえ、当市が目指す地域福祉の将来像を、本計画の基本理念として次のとおり掲げます。

基本理念

とうどの心で やさしくつながり 支え合い

誰もがその人らしく暮らし続けられる

共生の郷（ふるさと）づくり



毎日のくらしの基盤となるのが地域です。ここでは年齢や障がい、性別や国籍などにとらわれず、みんなが安心して暮らせるよう、住民や事業者、各種団体や行政などあらゆる主体が互いに協力し、地域における生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。そのために、雪深い飯山に昔から根付く「とうど」の心を一人ひとりが再認識することから、やさしくつながり、お互いさまで支え合う、共生の郷（ふるさと）づくりを目指します。

2 将来像実現のための基本目標

基本目標1「地域の基盤づくり」

つながり合い、支え合い、自分らしく暮らせる、お互いさまの地域づくり

地域社会はさまざまな人たちがその人なりに生きていく土台であり、ホームグラウンドでもあります。そして、齢を重ねて今までどおりの暮らしに支障が出たり、障がいによる暮らしづらさや子育ての大変さに直面したりということは、誰にも起こりうることです。こうした暮らしの困りごとを他人事とせず、お互いさまの気持ちで思いを共有することが大切です。地域福祉に関する活動は、必ずしも特別な活動だけを指すではありません。ほんの少し、周りの人を思いやり、気遣う意識こそが出発点といえます。この意識の芽生えから具体的な行動がはじまり、やがて参加・協働へと結びつき、新しいつながりへ発展する一といった循環を地域全体で育んでいきます。

地域住民一人ひとり、地域組織、ボランティアなど多様な主体がゆるやかにつながり、相互に支え合って、誰もが自分らしく暮らせる地域を目指します。

図：地域力のイメージまたは写真

基本目標 2 「包括的支援体制の構築」

困りごとを受け止め、多様なサービス連携により解決を目指すしくみづくり

地域で暮らしていく中での生活課題や困りごとには、多様なものがあります。それらは、一般的な「福祉」の枠組みでは解決できない、あるいは複合的な視点での対応が必要なものであったりします。日本の社会保障は高齢、障がい、児童、生活困窮などの分野ごとに整備されてきましたが、地域での生活課題は必ずしも専門的な単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、福祉、保健、医療、交通などの各分野にまたがり、公的サービス、民間サービス、地域住民の助け合いなど複数のサービスを適切に組み合わせることで満たされることが少なくありません。

その人ごとに、あるいはその世帯ごとに、社会的孤立や制度の狭間に陥ることなく必要なサービスにつながり、暮らし続けられる地域福祉のしくみづくりに向け、多様な支援やサービスの連携による包括的支援体制の構築を目指します。

図：包括的支援体制

基本目標 3 「地域共生社会の実現」

ごちゃまぜでつながり、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

誰もが家庭や地域の中で、性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、その人らしい生活をおくるためには、心身の健康とともに自分らしい居場所や生きがい、周囲と

のつながりが大切です。地域や社会とつながることにより孤独や孤立を防ぎ、多様なつながりを通じて地域全体の多様性や基本的な人権意識の尊重が図られます。地域では、多様な住民がその人らしく生き生きと共に暮らす「ごちゃまぜ」の状態を自然なこととして捉え、それぞれの立場や個性を認め合い、つながり合う意識が、安心な暮らしを営む福祉のまち、地域共生社会実現の第一歩となります。

地域共生社会では、高齢者だけでないあらゆる人たちに必要な相談支援やケアの体制が機能し、医療や健康増進・介護および介護予防・子育て・障がい福祉などの支援を、住民を含めた各主体・機関の参加と協働により提供していくことを目指します。

人口減少社会においても、災害・緊急時に適切に対応できるよう、支援が必要な人の把握と地域での支援体制を構築するとともに、地域医療体制を維持し、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活できる施策を推進します。

また、成年後見制度の利用促進に向け、日常生活に支障がある人たちを社会全体で支えるしくみを推進するとともに、再犯防止施策を推進し、社会全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を育てるため、関係する団体と連携を図ります。

図または写真:地域共生社会・ごちゃまぜ

3 施策の体系

3つの基本目標を柱に、以下のとおりの施策体系で、既存の個別計画とも連携させながら、本計画の推進に取り組んでまいります。

基本目標1 「地域の基盤づくり」

つながり合い、支え合い、自分らしく暮らせる、お互いさまの地域づくり

基本施策		関連する計画等
1-1	住民相互のつながりと地域活動への参加意識の向上	・第6次基本計画 ・教育大綱
1-2	多様な住民の地域生活課題の共有と見守りの推進	
1-3	福祉の心を育てる学びの推進	

基本目標2 「包括的支援体制の構築」

困りごとを受け止め、多様なサービス連携により解決を目指すしくみづくり

基本施策		関連する計画等
2-1	多様な困りごとを受け止める相談支援体制の強化	・障がい者計画 ・老人福祉計画/介護保険事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画
2-2	複合的な課題を地域の多様な機関が連携して解決していく体制づくり	
2-3	すき間なく、切れ目ない支援体制への連携強化	

基本目標3 「地域共生社会の実現」

ごちゃまぜでつながり、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本施策		関連する計画等
3-1	互いに多様性を認め合い、その人らしく暮らせる地域づくり	・障がい者計画 ・老人福祉計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・健康増進計画 ・地域防災計画 ・自殺予防対策計画 ・公共交通計画 ・男女共同参画計画 ・人権政策推進に関する基本方針
3-2	安心・安全な生活環境と災害時等の支援体制の整備	
3-3	心身の健康と介護予防の推進と地域医療体制の維持	
3-4	権利擁護と成年後見制度の利用促進 【飯山市成年後見制度利用促進基本計画】	
3-5	再犯の防止に向けた取り組み 【飯山市再犯防止推進計画】	

第4章 施策の展開

本計画の基本理念に基づき、基本目標の達成に向け、市と市民、多様な団体や事業者が共に取り組む事がらを、現状や課題とあわせて本章で明確化します。基本施策ごとの「取り組み」は、住民・地域の各種団体・事業者や医療機関・ボランティア・市（行政）など、各主体により関わり方は異なりますが、**基本理念に掲げた地域共生社会の実現と地域福祉を支える地域力の向上**に向け、それぞれが歩みを止めずに進んでいくことを目指すものです。

また、施策や行動の具体的な視点は、関連する個別計画等の共通する分野に反映できるよう、それぞれの見直しや改定に応じて相互に調整を図っていきます。

基本目標 1 「地域の基盤づくり」

つながり合い、支え合い、自分らしく暮らせる、お互いさまの地域づくり

基本施策 1-1 住民相互のつながりと地域活動への参加意識の向上

【現状と課題】

隣組や区、地区などそれぞれの地域では、顔の見える近所づきあいから区や公民館などの地域役員の主導によるさまざまな活動が行われています。地域福祉の推進のためには、住民相互のつながりの強化とともに、そうした活動への住民の積極的な参加とがとても重要です。しかし、少子高齢化や感染症の影響もあり、日ごろの積極的な住民参加が進んでいるとは言えない状況です。住民相互の多様なつながりや日常的な地域活動への関心や興味を高めるため、多様な地域活動の意義や有益性、楽しさについての情報発信強化と経験の蓄積が必要です。

【施策の方向】

令和5年から5年間を計画期間とする飯山市第6次総合計画・前期基本計画においては、「市民協働・ダイバーシティ」の項目で「互いを認め合いながら、市民や各種団体が主体的に地域課題の解決に取り組むことを目指しています。この方向性は、本計画と共通するものであり、地域を考える出発点として「協働」が大切な要素になります。

地域の住民それぞれが主体的に参加する意識を持ち、支え合いや助け合いについて考え、その必要性を皆で共有することから地域福祉の基盤となる地域づくりが動き出します。地域に生きる様々な背景を持った人たちが、あらためて知り合い、ゆるやかなつながりの中で共に支え合い、その人らしく暮らしていける地域共生社会の実現に向け、住民意識への働きかけや地域組織の維持と活性化につながる支援に取り組みます。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 地域でのあいさつや声かけを通じた、顔の見えるつながりづくりを進めよう
- ② 区・集落などの行事・作業に、個々の状況に応じてできるところから参加しよう
- ③ 年代や性別を問わないあらゆる住民が参画しやすい地域組織づくりを推進しよう

行政

- ④ 地域の公民館や育成会、地区社協などによる多様で魅力的な地域活動を支援します

基本施策 1-2 多様な住民の地域生活課題の共有と見守りの推進

【現状と課題】

近年、地域の中には多様な住民が暮らしており、それぞれが持つ困りごと（地域生活課題）も多様かつ複雑になっています。その多様な困りごとは、常に表面化しているとは限らず、それぞれの背景や事情により見え隠れしますが、当事者は声をあげにくく、見過ごされてしまうことも多いようです。普遍的な地域生活課題の認識を持ちながら、それぞれの立場や状況を思いやり、お互いさまで見守りや声かけができる関係の広がりが望まれています。

かつては、隣近所や区などの地域組織をベースにした助け合いが一般的でしたが、これらの地縁組織にとらわれず、一人の時間や生活を大切にする考え方や、ひきこもりなど、地域や近隣住民とのコミュニケーションが築けないまま、孤立する方も増えてきています。また、少子高齢化や感染症の影響もあり、身近な地域においても人と人との関係性の希薄化が進んでいます。民生児童委員のアンケートでは、地域でのつながりや居場所の大切さ、区（集落）や行政（市）と民生児童委員との一層の連携を求める声が聞かれました。

【施策の方向】

一人ひとりが互いを思いやる意識を育み、住民相互のつながりから困りごとを共有し、支え手と受け手の別なく助け合える地域組織やコミュニティの活動の活性化を図るとともに、多様な主体による新たな交流の推進を目指します。また、地域福祉を最先端で担う民生児童委員や見守りとうど衆による日常的な見守りを通じて、支援が必要な人を地域で支えるしくみづくりを進めます。一方で民生児童委員の定数減により複数集落を担当せざるを得ない状況もある中で、民生児童委員活動が負担になる状況を改善する方策の検討も必要です。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 適度な距離感で互いに見守り思いやる近所づきあいを心がけよう
- ② 困りごとを抱え込まずに話せる場づくり、支え合うつながりづくりを進めよう

行 政

- ③ 見守りとうど衆や民生児童委員の見守り活動を支援するとともに多様な共助の活動を推進します
- ④ 地域の見守り情報から、潜在的なひきこもりなどの生活課題や多様な福祉ニーズの把握に努めます
- ⑤ 普遍的な地域生活課題や民生児童委員活動への理解を広げるための周知啓発を推進します

基本施策 1-3 福祉の心を育てる学びの推進

【現状と課題】

地域に主体的に関わり、地域生活課題を「自分ごと」としてとらえ、地域における福祉を推進する人材の育成が望まれています。しかし、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化もあり、学齢期からの福祉教育や地域へのかかわりを学ぶ機会が充足しているとは言えません。また、福祉を支える担い手の不足も叫ばれており、生涯学習や社会人の学び直し（リカレント教育）の場面において、誰もが福祉の支え手・担い手になることができる幅広い学習機会の提供が求められています。

【施策の方向】

学校教育においては、福祉やボランティア活動の学びと体験の機会を設け、地域福祉や多様な住民の生活課題などについても、学年に応じ段階的に理解が深まるよう呼びかけます。また、社会福祉協議会が実施している社会福祉大会や福祉教育懇談会などを通じて、生涯学習も含めて、広く市民に地域福祉への理解や積極的な参加につながる啓発や学び、情報発信に努めます。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 地域活動の中で、多様な住民との共生を当たり前のことと捉え、支え合う体験機会を増やそう

行 政

- ② 小中学校では学年に応じた学びと体験を通じて地域理解と福祉の心を育てます
- ③ 中高生による福祉事業所の職業体験や地域の課題把握を通じ、福祉職の魅力を知ることから福祉人材の確保・育成につなげます
- ④ 幅広い住民のボランティア活動への参加を促す取り組みを積極的に推進します

基本目標 2 「包括的支援体制の構築」

困りごとを受け止め、多様なサービス連携により解決を目指すしくみづくり

基本施策 2-1 多様な困りごとを受け止める相談支援体制の強化

【現状と課題】

飯山市ではさまざまな困りごとを相談できるワンストップ窓口を保健福祉課に設置し、相談員が対応して関係機関へつなぐ体制を整備していますが、市民の認知度は低く、相談件数も多くありません。また、介護や子育てなどの分野ごとに相談を受け付ける窓口を設けるとともに、市社会福祉協議会では定期的に総合相談・心配ごと相談を実施するほか、県社会福祉協議会による生活就労支援センター（まいさぼ飯山）を設置、運営しています。

一方で、少子高齢化や世帯構成、社会経済情勢の変化等により、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー等、個人や世帯の生活課題が複雑化・複合化しており、地域で表面化しにくい多様で複雑な困りごとに対応できる相談支援体制の強化が必要です。

【施策の方向】

既存の総合相談窓口を、誰もが躊躇なく相談できるの身近なものとするために、まずは認知度を上げるための周知・広報を推進するとともに、相談員のスキルアップを図ります。また、当事者及び民生児童委員や地域の方からの相談や情報を受け止め、適切な支援につなげるため、各分野の相談支援体制の強化と多機関連携を進めます。

《取り組み》

行政

- ① 保健福祉課の総合相談窓口の認知度を高め、活用を図るための広報を強化します
- ② 総合相談窓口と関連する個別窓口、社会福祉協議会との連携強化を図ります
- ③ 多様で複合的な困りごとには、関連する部署と関連する機関や事業者等が連携して対応します

基本施策 2-2 複合的な課題を地域の多様な機関が連携して解決していく体制づくり

【現状と課題】

飯山市では民生部に介護分野に対応する地域包括支援センター、子育て分野に対応する子育て世代包括支援センター「あいえーる」を、教育部に子ども家庭総合支援拠点となる家庭児童相談室を設けています。併せて社会福祉協議会のまいさぼ飯山では、経済的困窮や引きこもり、保健福祉課では飯山市独自の除雪支援の相談に応じるなど、専門部署がそれぞれに相談支

援にあたりつつ、必要に応じて連携する体制となっています。

広く高齢者福祉の領域を中心として、社会福祉法第 106 条の包括的支援体制の理念に基づく医療や介護の分野を中心とした地域包括ケアシステムの構築が求められており、行政だけでなく医療機関や介護支援事業所など多機関との連携や、地域にある各種団体、ボランティア、住民の参加を促すしくみづくりが必要です。

さらに国は、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を創設し、各自治体での取組みを推進しています。少子高齢化が進む地域での暮らしを支えるために、行政がハブとなり、地域の力をベースに多様な主体の連携により、複雑化・複合化する生活課題を解決していく体制づくりの検討が急がれます。

【施策の方向】

飯山市第 6 次総合計画・前期基本計画においては、「福祉・介護」の項目で「支え合い活動が行われている地域の中で、誰もが生きがいをもち安心して暮らす」ことを目指しており、本計画同様に、地域福祉の実現、地域共生社会の構築、地域包括ケアシステムの構築を推進し、本市の実情に応じた福祉施策の充実を図ることが掲げられています。また、障がい者や障がいの地域生活支援や就労移行支援など多様な支援やサービスの確保・充実を目指します。

高齢者福祉・介護・障がい者（児）福祉の各分野の個別計画では、より具体的な方策を打ち出しており、既存の相談支援部署が相互に柔軟に連携し、複合的な課題の解決ができるよう、相談支援体制の充実強化を進めます。また、地域の力を土台にした重層的支援体制整備の方向性を目指して地域福祉の課題の把握と共有、多様な主体の協働と参加を進める気運の醸成などに取り組みます。

《取り組み》

行政

- ① 民生児童委員や学校・保育園、各種事業所や当事者からの情報を受け止め、速やかに必要な対応がとれるよう、行政各分野の担当部署の連携や問題意識の共有、専門職員のスキルアップを図ります
- ② 住民の生活課題を地域が「自分ごと」と捉えて解決に向かう互助・共助の意識醸成としくみづくりに取り組みます（重層的支援体制の構築）
- ③ 複合化する課題解決のため、医療機関や福祉事業所、各種団体などとの連携や協力の場づくりに努めます
- ④ 表面化しにくく声をあげられない課題を抱えた人たちが取り残されないよう、個々の特性に応じた課題の理解や支援のあり方についての研修や連携を進めます

事業所・各種機関・団体

- ⑤ それぞれの主体が住民の生活課題の把握に努め、必要に応じ他機関との共有や連携を積極的に進めます

基本施策 2-3 すき間なく、切れ目ない支援体制への連携強化

【現状と課題】

子育てや介護などの悩みを抱えた家庭の中には、既存の相談支援体制への相談に至らず、また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携できずに、精神的、身体的、金銭的な複合化する課題を解決できない人がいるという状況が見られます。また、生活困窮者やヤングケアラー、ダブルケア問題など、従来からの分野ごとの福祉制度単体では対応できない、いわゆる制度のすき間の問題も生じてきています。まいさぼ飯山の相談事案からも、一面的でない課題の存在がうかがえます。

民生児童委員へのアンケートでは、地域で誰もが安心して暮らしていくためには、「地域での見守りや助け合い」が必要との回答が 24.7%と最も多くなっており、コロナ化を経て更に、互いに気かけあうことの重要性が増しているといえます。

このような状況を踏まえ、すき間なく、切れ目ない支援を行うための、地域と相談支援機関やサービス事業所との連携強化が必要になっています。

【施策の方向】

支援のすき間を作らないために、多様で複雑、複合化した困りごとの事例について、民生児童委員の研修機会でも共有し、地域での見守りからの気づきにつながるよう取り組みます。また、様々な媒体・場・機会を活用し、幅広く市民に届く情報提供を行い、地域住民、関係団体、事業者、行政が必要に応じそれぞれの課題を共有し、早期の相談から適切な窓口につなぎ、切れ目ない支援の実現に向けた連携を強化します。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 隣近所や地域で、それぞれの世帯の状況に応じて、さりげなく様子を聞いたり、ちょっとした手助けができるような関係をつくろう

行政

- ② 複雑化・複合化する課題に切れ目なくすき間なく対応するため、多様な主体が柔軟に連携し、課題解決を進めるネットワークの強化を図ります
- ③ あらゆる機会を通じて、市民に向けたわかりやすい情報発信を行い、多様な主体の課題の共有とつながりによる支援の実現を図ります

事業所・各種機関・団体

- ④ それぞれが関わる当事者と世帯の生活課題を立体的に把握し、必要な支援に向けて他機関や行政、地域との連携に努めましょう
- ⑤ 各種団体や機関は、当事者や家族が必要とする支援へのつながり方をわかりやすく手に取りやすい形で提示できるよう努めましょう

基本目標 3 「地域共生社会の実現」

ごちゃまぜでつながり、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本施策 3-1 互いに多様性を認め合い、その人らしく暮らせる地域づくり

【現状と課題】

近年は市外はもとより国外からも飯山市への移住者が増えており、その方々が地域で暮らし、様々な活動に参加することで、以前からの住民とのふれあいが生まれ、地域の魅力の再発見にもつながっています。また、認知症への理解、社会的に作られた性差であるジェンダーを見直していく考え方、障がいの有無に左右されない生き方など、一層の多様性を認め合う風土や意識の醸成が大切です。

一方、小中学校ではさまざまな対策を講じていても不登校となる児童生徒が一定数見られ、多様な子どもが生き生きと過ごせる学校づくりや、卒業後も含めた居場所づくりが課題です。学校ごとにコミュニティスクールを置いて地域社会での子育てを進めており、子どもたちの成長を地域で見守り、ふるさと教育や人権教育、自然とのふれあいやスポーツ活動などさまざまな体験を通じて、21世紀を生き抜く豊かな人間性を身につけていくことを目指しています。

【施策の方向】

子どもも高齢者も、障がいやそれぞれに個性を持つ人も、認知症になっても、多様性を尊重し合いながら、その人を「丸ごと」受け止め、地域のつながりの中で共生し「ごちゃまぜ」で暮らすことのできる、誰にもあたたかな地域社会の実現を目指し、人権感覚を育てる積極的な施策推進を図ります。すべての人が、自分の属性によって周りから排除されず、社会の構成員として支え合い、共に生き生きと暮らせるインクルーシブ※な社会を目指します。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 移住者と従来からの住民が互いに認め合い、その人らしい暮らしを尊重する地域をつくろう
- ② 年齢や障がいの有無、性別、国籍、働き方や暮らし方など、多様性を当たり前を受け止め、それぞれにつながり合い、混ざり合って、豊かな地域社会を目指そう
- ③ 性別や国籍、年齢などの属性に縛られない自治組織や住民団体の活動を推進しよう

行政

- ④ 人権教育や思いやりの心を育てる教育を推進し、子どもから大人まで「ごちゃまぜ」に暮らせる地域づくり活動を支援します
- ⑤ 介護や認知症への理解を広げるため、オレンジカフェ開催や認知症サポーターの養成のほか、各種広報を通じての意識啓発を進めます
- ⑥ 社会や教育の場で障がいのある方との、インクルーシブな関係の浸透に努めます
- ⑦ 社会全体でのパートナーシップ制度への理解を広げる情報発信を行い、行政の各分野に県のパートナーシップ宣誓制度の趣旨を生かせるよう取り組みます

※インクルーシブ…「包摂的な・包み込む」という意味で、障がいの有無などによって排除されず、お互いの違いを認め合い、共に生きていける社会をインクルーシブ社会という

基本施策 3-2 安心・安全な生活環境と災害時等の支援体制の整備

【現状と課題】

近年、台風や豪雨による大規模な災害や地震などが各地で発生し、地域での支え合いや日常的なつながりの重要性が再認識されています。飯山市でも令和元年東日本台風災害は記憶に新しく、令和2年および3年にも豪雨による避難指示・勧告が発出され、特に高齢者等の要支援者には早期の避難行動をお願いしています。災害発生時には、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が大切ですが、自ら避難することが困難な避難行動要支援者への支援も含めて、地域全体で支え合うという意識を持つことが重要です。市では、一定の基準を設け区長を通じた避難行動要支援者名簿および個別避難計画の策定を令和3年から進めています。この取り組みを各区や自主防災組織の活動に生かし、福祉事業者との連携も視野に入れて有効に活用するしくみの構築が必要です。

また、各区の自主防災組織等による「ささえあい防災マップ」の作成は、令和元年以降では全107区のうち59の区で取り組まれています。各区の住民参加によるマップ作成を通じて、地域の各世帯の現状と支え合いのかたちを確認することができるため、市では未着手の区や過去に作成したまま更新されていない区に対して、マップ作成への取り組みを勧めています。

飯山市に暮らすときに避けて通れない「雪」への対応について、市として令和4年の大雪対応の検証をする中で、区長や民生児童委員の声を聞くとともに、住宅除雪支援事業等の利用者へのアンケートを行い、豪雪時の行政の体制および支援制度の運用、支え手の不足等について、多くのご意見をいただきました。加えて民生児童委員への地域福祉活動に関するアンケート調査では除雪が自力でできない世帯への見守りが最も必要という結果から、高齢化が進む中で地域での支え合いにも限界が迫っていることが浮き彫りになっています。冬期の安心安全な暮らしをどう維持・確保していくのかは、早急かつ多角的に検討していくべき課題です。

また、その人らしく暮らし続けられる地域を目指すためには、日常生活の中で暮らしづらさを感じる人の声を生かした施設や設備などの環境整備を図っていくことが求められます。特に日常の買い物や通院に不自由を感じる交通弱者の移動の支援などにも、更なる取り組みが求められています。

【施策の方向】

災害時要支援者台帳および個別避難計画について、緊急時に迅速に機能できるように地域全体との考え方の共有を進めるとともに、関係する事業者の専門職との連携も含め、ささえあ

い防災マップとも関連させ、より良いものにしていきます。避難所については、福祉避難所の早期の指定に向けた検討を継続し、一般避難所での支援のあり方についても研究します。あわせて、災害発生時の要支援者への支援体制について、人材確保の面からも地域やボランティアとの連携強化を図ります。

このほか、誰もが暮らしやすい安心な地域づくりには、冬期の暮らしを支える制度の拡充、防犯や交通安全対策などの注意喚起の強化、使いやすい地域交通システムの検討などの取り組みが必要です。特に、冬も安心して暮らし続けるための生活環境について、既存の支援制度の拡充や見直しに加え、新たな施策についても検討します。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 各区・自主防災組織が主体となって、ささえあい防災マップづくりに継続的に取り組もう
- ② 災害時に支援が必要になる世帯の状況を自分に引き寄せて考え、身近な支え手になることを目指そう

行 政

- ③ 災害時の避難行動要支援者台帳と個別避難計画の取り組みの継続と拡充を図ります
- ④ 福祉避難所の指定と体制強化、一般避難所での要支援者支援の検討、地域やボランティアとの連携推進を図ります
- ⑤ 高齢者などの安心な冬の暮らしのため、各種除雪支援事業の拡充と財源確保、冬期共同住宅などの検討を行います
- ⑥ 特殊詐欺や消費者保護、運転免許返納後の公共交通利用促進など、高齢者に配慮した施策を推進します

事業所・各種機関・団体

- ⑦ 福祉施設においては、利用者の安全確保を最優先にした避難確保計画に基づくリスク対応と避難訓練を行いましょう
- ⑧ 災害の発生が予想されるときや発生したときは、事業所ごとの安全を確保したうえで、必要に応じて事業所間や避難所、医療機関との協力に努めましよう

基本施策 3-3 心身の健康と介護予防の推進と地域医療体制の維持

【現状と課題】

その人らしい暮らしの継続のために、心身の健康は欠かせません。市では近年、肥満や高血圧、糖尿病などの生活習慣に起因する疾患が増加し、高齢化も進んでいることから、特定検診

※の受診率向上ときめ細やかな保健指導の充実の取り組みを進めています。あらゆる世代の市民に向け、健康長寿社会の実現のためには心身の健康がとても大切であることを、引き続き呼びかけていく必要があります。

高齢者を対象にした介護予防は、地域包括支援センターの事業として実施していますが、感染症の影響もあり介護予防教室等への参加者数は減少傾向にあります。しかし、高齢者のチェックリストからは、依然として何らかの介護予防事業への参加が必要な高齢者が潜在していることがわかります。介護への心のハードルを取り除き、集落サロンなど身近なところで参加できる機会や場を増やすことが必要です。

また、日ごろから心身の状態把握や相談ができるかかりつけ医※との適切な関係を維持していくことが、健康維持と介護予防に効果的とされており、地域の身近な医療機関と公的病院のような中核的医療機関を機能に応じ適切に受診することが大切です。地域医療については県の広域医療圏ごとの地域医療構想の中で検討が進められていますが、限られた医療資源の機能分化と相互連携の方向性を見守っていく必要があります。同時に市内の中核的医療機関の医療提供体制確保のための財政支援や医師確保への協力について、引き続き市としての関与が求められています。

医療機関や介護保険の事業所では、冬期間の在宅が困難な高齢者の受け皿不足や通院のための移動手段確保が課題となっており、地域全体のニーズ把握と提供できる資源との調整とともに、地域内での医療や福祉事業の安定的運営を見据えた対策を講じていくことが求められています。

【施策の方向】

地域全体で一人ひとりの心身の健康を重要な問題として捉え、検診の受診や保健指導による健康増進と介護予防を推進します。1年に1回は特定検診を受け、その結果に応じた特定保健指導で専門的なサポートを受けることの重要性の意識啓発に取り組みます。あわせて地域医療体制の維持のため、医師会との連携を強化するとともに市内の中核的医療機関への財政支援や医師確保への協力を継続します。都市部への医師偏在から地方での医療提供体制の維持が課題となる中、いかに市民が必要とする医療を確保するかを飯山市の重要課題として、多角的に取り組みます。

高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域医療および介護予防を、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの中でも中核的な分野に位置付け、取り組みを進めます。

※特定検診…40歳から74歳までの国民を対象に生活習慣病の予防を目的に行う健康診断。特定健診の結果、生

活習慣病のリスクが高い方に対し生活改善によるリスク軽減について保健師等の専門スタッフが行う指導・サポートが特定保健指導

※かかりつけ医…厚生労働省のホームページでは「健康に関することを何でも相談でき、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる医師」とされている。日常的な診療とともに患者の背景や地域特性に応じた医療・福祉・保健に総合的に関与するとともに、患者や家族へのわかりやすい情報提供を行う機能も持つとされる。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 自身の食生活や運動習慣も含めた健康に留意し、定期的に健診や人間ドック、特定健診を受け、その結果に応じた保健指導を受けよう
- ② 自身の体の状態や健康について相談でき、幅広く医療、保健、福祉等のアドバイスも得られるかかりつけ医を持とう

行政

- ③ 介護予防と高齢者保健事業の一体的実施により、高齢者の健康維持と健康寿命延伸に取り組めます
- ④ 地域医療体制の維持のため、中核的医療機関への支援、医師確保の取り組みを継続・強化します
- ⑤ 医師会との連携による無医地区出張診療の継続、訪問診療拡充の検討を進めます
- ⑥ 市地域包括支援センターを核として、多機関連携による地域包括ケアシステムの効果的運用に努めます
- ⑦ 健診の受診率と保健指導率の向上、精神保健事業の推進により、健康増進と介護予防、心の健康づくりを進めます

基本施策 3-4 権利擁護と成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

全国的に児童、高齢者および障がい者への虐待や配偶者への暴力は、犯罪であることの認識が高まり、相談や通報につながる事例が増えています。当市においても、虐待や暴力の相談件数は増加傾向にあり、疑いやごく軽微なものでも相談すべきとの意識の広がりの結果と考えられます。

高齢者への虐待の疑い事案は、多くが介護事業所やケアマネージャーから地域包括支援センターへの通報がきっかけになり、身体状況等の見きわめと当事者や家族・介護者への聴き取りにより、事実確認と原因究明を行い、再発防止の対策検討と経過の見守りにつなげます。身体的虐待だけでなく、言葉や態度による心理的虐待や金銭に関わる経済的虐待も対象として

対応しています。児童や配偶者への暴力も、保育所や学校からの通報により子ども育成課の子ども家庭相談室が事実確認と対応にあたるケースが多く、必要に応じ警察や児童相談所、県の女性相談員との連携による対策がとられます。あらゆる虐待や暴力を未然に防ぐために、関係機関と連携し、緊急対応と支援や予防啓発活動に継続的に取り組む必要があります。

また、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分であるため、自身で身の回りのことや財産の管理ができずに困っている人たちへの支援のため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、促進法という）が施行され、地方公共団体にも地域の特性に応じて施策に取り組むことが求められています。身近に頼れる人もなく、不当な金銭搾取など経済的虐待を生みかねない状況で不安な日常生活を送らざるを得ない方々を社会全体で支えることが、成年後見制度の目的であり、今後、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者・障がい者等の増加が見込まれることから、その必要性は増していきます。

【施策の方向】

虐待については、地域での日常的な見守りや保育所・学校・サービス事業所など関係機関からの情報と相談を受け止め、迅速に対応できる体制の強化と虐待・DV・暴力防止の啓発、相談窓口の周知に努めます。

また、福祉サービス等の利用において、利用者自身の意思で必要なサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約できるよう支援し、選択や契約が困難な場合は、これを支援し、利用者の権利を擁護する態勢の充実、強化を目指します。

成年後見制度の利用促進については、促進法の中で、制度の利用促進に関する目標、施策を定めることが努力義務となっており、本市においては本計画に盛り込み、市の責務として「成年後見制度利用促進基本計画」を定め取り組みます。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 地域の中で、あらゆる虐待や暴力を許さないという意識を共有し、虐待が疑われる些細な変化やを兆しを見逃さずに、相談や通報につなげよう

行政

- ② 障がい者や高齢者、児童、配偶者等への虐待や暴力に関する相談や通報に際して、迅速に関係機関と連携し安全確保と再発防止を徹底します

事業所・各種機関・団体

- ③ 事業所・各種機関の利用者や関係者が虐待や暴力を受けていることが疑われる場合は、加害者が組織内であっても、躊躇なく迅速に警察または相談窓口に通報しましょう

【飯山市成年後見制度利用促進基本計画】

【計画策定の目的】

近年、高齢化の進行に伴う認知症やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれており、日常生活での判断等に不安を抱える人や、「親亡き後」の障がい者へのサポート等を含め、成年後見制度の必要性がますます高まっています。

成年後見制度は、認知症や知的障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度として、平成 12（2000）年に介護保険制度と同時にスタートしました。しかし、制度の必要性の高まりに対して、制度の認識や成年後見人等への支援体制が不十分であるために、制度が十分に利用されていないことから、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行され、成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の計画」という。）が閣議決定されました。

促進法において、市町村は国の計画に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、障がいや判断能力の有無に関わらず安心して暮らせる地域共生社会の実現を目的とし、「飯山市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋） （市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【成年後見制度】

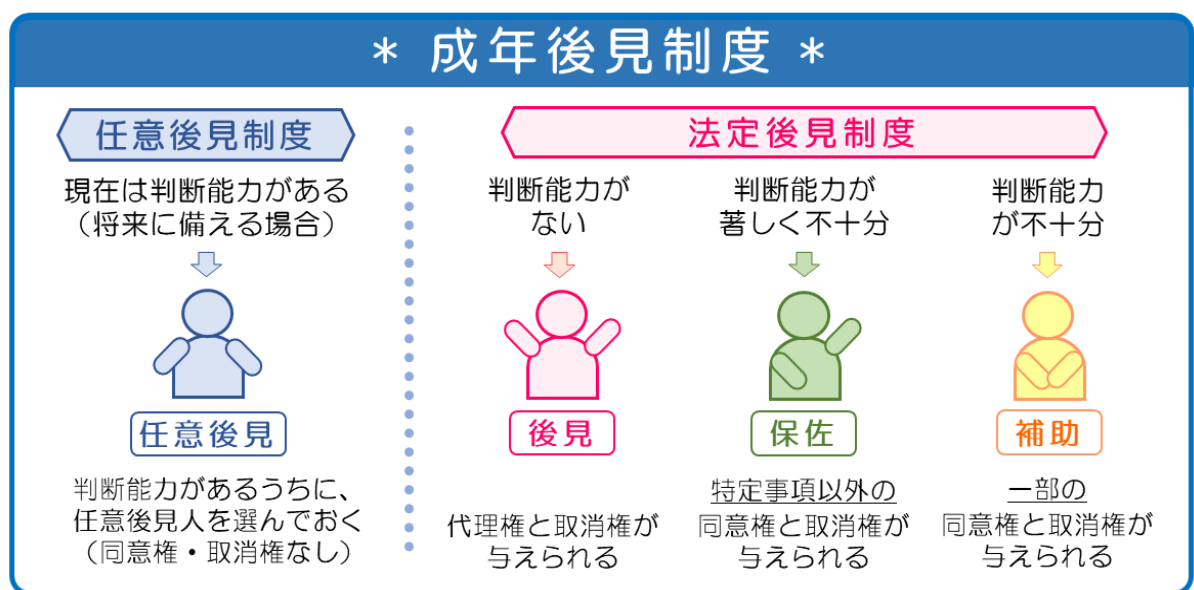
成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がい等により、財産管理や日常生活に支障がある方の法律行為を支える制度です。この制度の利用により、判断能力の不十分な方の財産管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を、成年後見人が本人に代わって行うこ

とができます。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられます。

「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備え、自らが選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらうこと（代理権）を契約（任意後見契約）により決めておく制度です。

「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じて、さらに「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分けられます。



制度の利用を家庭裁判所に申し立てることができるのは、本人や親族などに限定されていますが、親族がいない場合や親族が申し立てることを拒否した場合などは、本人が居住する地域の市町村長が申し立てを行うこと（以下、「市町村長申立」という。）ができます。（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）

【計画の位置づけおよび期間】

成年後見制度の利用促進に関する施策推進にあたっては、市民の生活および地域福祉とも連携が深いことから、地域福祉計画と一体的に策定することとし、期間についても本計画と同じ令和5年度から令和9年度とします。

【現状と課題】

長野県内におけるここ 10 年間の成年後見制度利用者数の推移を見ると、年度ごとに増減はあるものの概ね横ばいの状況であることに對し、市町村長申立件数は増加していることが読み取れます。

また、飯山市では高齢者福祉および障がい福祉の部署に相談窓口を設けるほか、住民・関係機関・行政等からの成年後見制度に関する相談窓口として、平成 27 年度より北信圏域 6 市町村（中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村）の共同により北信圏域権利擁護センターを設立し、相談体制の整備を進めてきましたが、地域や親族等の関りが希薄であるための孤立や、障がい者等の親亡き後、いわゆる 8050 問題など、将来の生活に不安を抱える権利擁護に関する相談が増えています。

これらのことから制度の必要性が高まっていること、そして少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどによる地域住民同士のつながりの希薄化などの背景から、今後いっそう増加していくことが推測されます。

地域で暮らす本人を中心とした支援や活動における共通基盤となる考え方として、「権利擁護支援」を位置づけたうえで、地域連携ネットワークの一層の充実を図る等、成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めるとともに、制度を必要とする方が十分に制度を利用できるよう成年後見制度の周知に努め、利用に向けた支援の充実と体制強化を図っていく必要があります。

1. 【長野県】法定後見申立て件数（付随事件除く）

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03
法定後見	後見開始	455	437	427	397	420	388	472	393	342	406
	保佐開始	62	56	64	73	67	66	78	89	78	90
	補助開始	17	18	11	17	22	20	21	22	29	22
	計	534	511	502	487	509	474	571	504	449	518
任意後見監督人選任		10	－	－	－	－	4	9	11	8	10
合 計		544	511	502	487	509	478	580	515	457	528

（長野県健康福祉部地域福祉課調べ）

2. 【長野県】市町村長申立ての件数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03
市町村長申立件数		44	70	56	61	86	94	113	131	116	139
法定後見	後見開始	41	61	49	51	70	81	100	113	91	111
	保佐開始	2	5	7	10	16	12	12	14	21	25
	補助開始	1	4	0	0	0	1	1	4	4	3

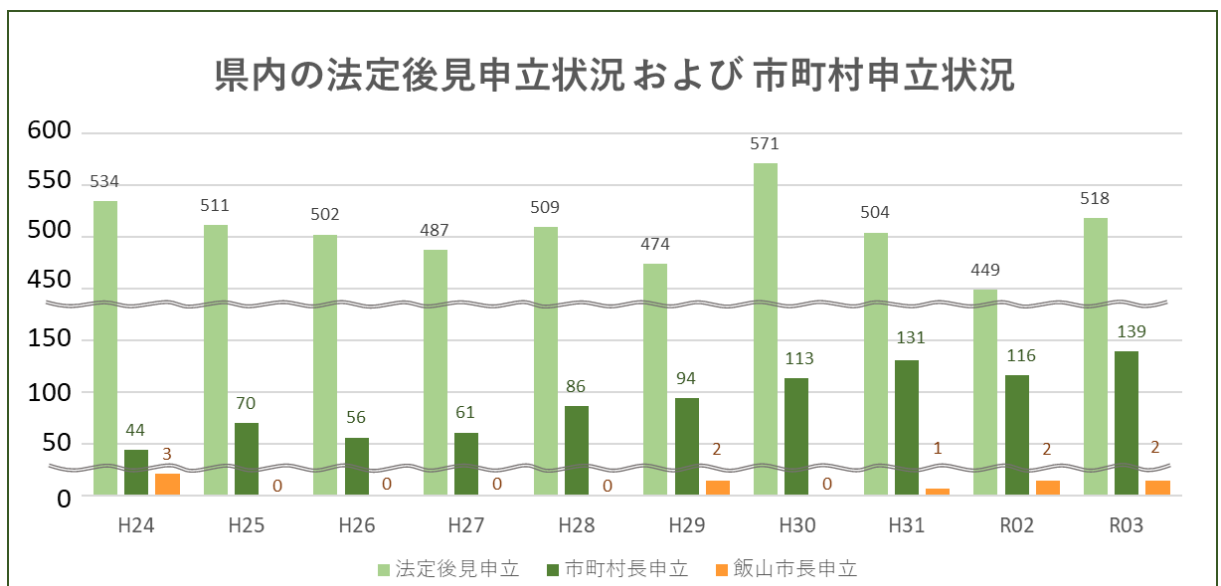
※市町村長申立件数は、令和元年までは各年に終局した事件（後見、保佐、補助の別は終局時のもの）、
令和2年以降は各年に申立られた事件（後見、保佐、補助の別は申立て時のもの）を対象としている。

（長野県健康福祉部地域福祉課調べ）

3. 【飯山市】市町村長申立ての件数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03
市町村長申立件数		3	0	0	0	0	2	0	1	2	2
法定後見	後見開始	3	0	0	0	0	2	0	1	2	2
	保佐開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補助開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（保健福祉課・地域包括支援センター調べ）



4. 【飯山市】成年後見制度利用件数

		H30	H31	R02	R03
法定後見	後 見	22	24	24	21
	保 佐	6	4	2	1
	補 助	2	2	2	2
	計	30	30	28	24
任意後見		0	0	0	0
合 計		30	30	28	24

(長野県健康福祉部地域福祉課調べ)

5. 【北信圏域権利擁護センター】相談件数および法人後見受任数

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
相 談 件 数	32	27	33	24	52
(うち新規)	(12)	(9)	(5)	(10)	(3)
法人後見受任数	4	5	5	4	3

(北信圏域権利擁護センター調べ)

【基本目標】

○基本目標1 制度への理解促進

成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して利用できるよう、周知と正しい理解の促進を図るとともに、市民生活における制度の定着を推進します。

成年後見制度の普及促進のため、パンフレットやホームページ、講演会等、様々な媒体や機会を通じて周知を図ります。

○基本目標2 安心して利用できる制度の運用

判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族等がいない方など、日常生活の意思決定や福祉サービス等生活上の法律行為に支障がある場合は、成年後見等首長申立や手続きに係る費用および成年後見人等への報酬費用の助成を行い、必要な人が漏れなく制度を利用できるよう支援します。

また、適切な成年後見人等候補者推薦のための検討および任意後見監督人選任のタイミン

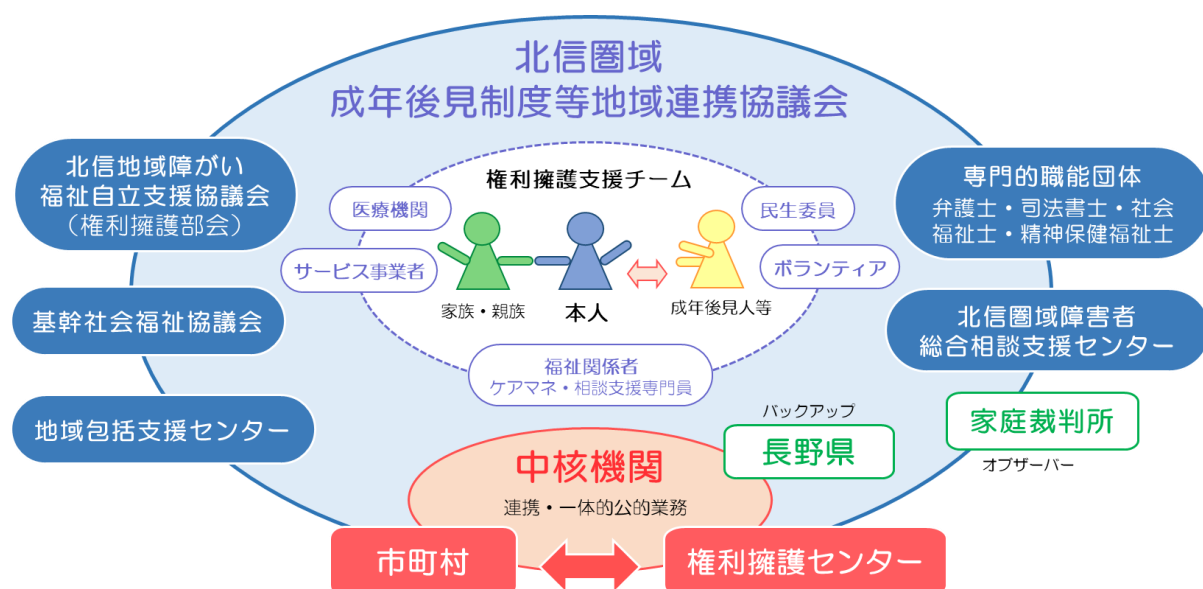
グの助言等を協議する場として、受任調整委員会を設置し、公正公平な事業の適正化に努めていきます。

○基本目標 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、北信地域において権利擁護の推進と成年後見制度等の適切な運用及び効果的な地域連携ネットワークの連携体制を強化するため、令和3年度に北信圏域6市町村と北信圏域権利擁護センターを中核機関とする「北信圏域成年後見制度等地域連携協議会（以下、「協議会」という。）」を設置しました。

協議会は、6市町村と司法や福祉専門職を含む地域関係者により構成、オブザーバーに家庭裁判所を置き、権利擁護の相談支援や権利擁護支援チームの形成支援および自立支援の機能強化を図り、成年後見制度利用の促進をさらに進めていきます。

※ネットワークのイメージ



○基本目標 4 権利擁護支援チームの自立支援

地域共生社会の実現に向け、県と連携しながら市民後見人等の担い手の養成について検討していきます。

また、親族後見人等の相談窓口や家庭裁判所との連絡調整、本人を取り巻くチーム支援会議等をコーディネートすることで、後見人等へのバックアップや支援を行っていきます。

3-5 再犯の防止に向けた取り組み【飯山市再犯防止推進計画】

飯山市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、飯山市の再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。以下この項目を、再犯の防止等の推進に係る法律第8条に基づく、市町村再犯防止推進計画として位置づけ、地域福祉計画に包含する形で策定します。

【飯山市再犯防止推進計画】

(1) ねらい

罪を犯した人の中には、生きづらさや社会復帰を妨げる課題を抱えている例が見受けられます。再び犯罪に手を染めることを防ぐため、地域社会で孤立することなく必要な支援が得られる環境を整えることを本計画の目的とします。

(2) 現状と課題

平成28年12月の再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の施行に伴い、本市でも地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組む必要があります。現状では、罪を犯した方の社会復帰や更生を支えとともに地域における犯罪抑止のための住民の意識啓発などに取り組む保護司として、飯水地区保護司会では、24名（飯山市22名・栄村2名）の方が法務大臣から委嘱されています。保護司の団体である保護司会では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指す「社会を明るくする運動」をはじめ、研修や青少年健全育成活動への協力などの活動が当市においても実施されています。また、非行や犯罪からの立ち直りを支援する地域づくりのため、更生保護女性会も組織されており、地域での青少年健全育成や子育て世代への支援などの活動に協力しています。

(3) 基本施策

- ① 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- ② 地域における更生保護の活動を担う、保護司や保護司会、更生保護女性会などの更生保護関係の支援者・団体が行う活動等の支援・充実、市民への周知広報を図ります。
- ③ 犯罪や非行をした者等について、保護観察所等の刑事司法関係機関および保護司や保護司会、更生保護女性会などの更生保護関係の支援者・団体並びに民生児童委員等の福祉関係機関との連携により、必要な福祉支援へ結び付け、社会全体で立ち直りを支援することで、安

定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。

(4) 具体的な取り組み

○罪を犯した者等が就労・住居の確保、保健医療や福祉とつながるための取り組み

○更生保護サポートセンターとの連携による生活相談や就労支援の取り組み

○学校等と連携した修学支援、若者の健全育成等のための取り組み

○犯罪をした者等の特性に応じた支援のための、関係機関との連携

○保護司会や更生保護女性会等と協力した、再犯防止に向けた広報・啓発活動

(5) 計画の期間

本計画は、地域福祉計画と一体的に連動して取り組むため、地域福祉計画の期間と同様、令和5（2023）年度から令和9年度までの5か年を計画期間とします。

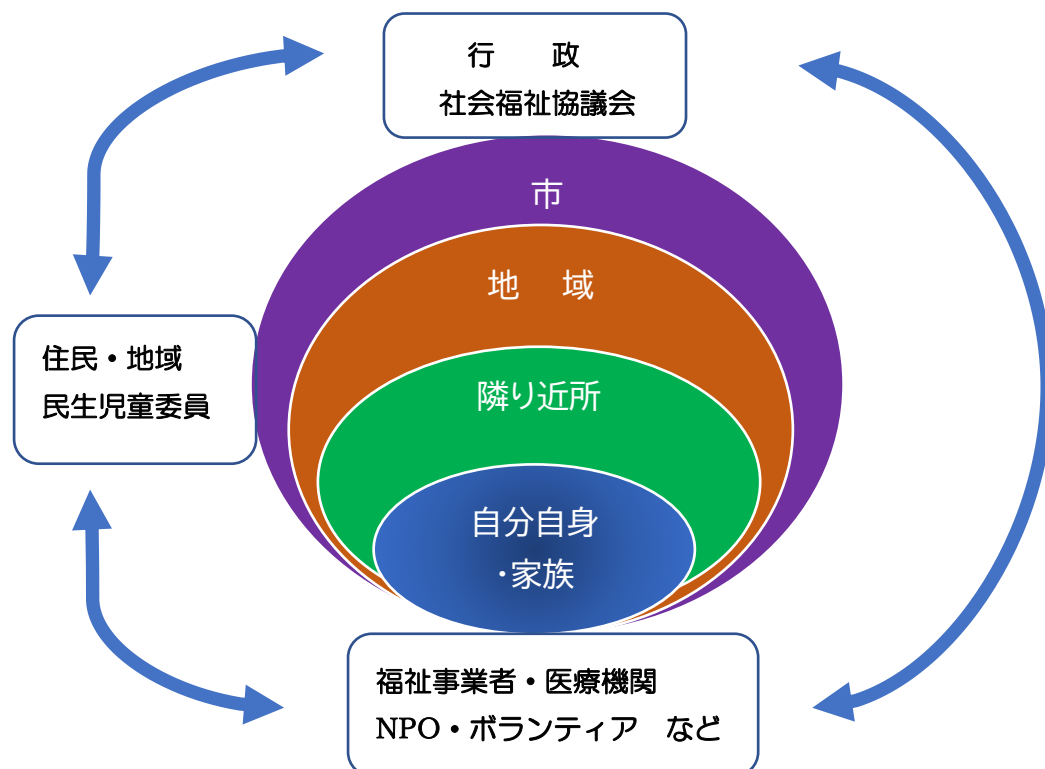
第 5 章 計画の推進

1 計画の推進体制

飯山市における地域福祉の推進と向上を図るこの計画は、市行政だけでなく市民、地域、社会福祉法人、NPO法人、福祉事業者、民間企業など社会を構成するすべての者が、それぞれの役割と責任を自覚しこれを果たすとともに相互に連携協力する必要があります。複合化した困難を抱える家庭等に対しては、行政だけでなくあらゆる主体が総合的に連携し、支援するなど配慮が必要です。

このため地域福祉に関する様々な情報を共有するとともに、この計画の理念を理解、共有していくため意見交換等を通じ、対応が困難な課題を把握し、地域福祉に係る事業の改善・施策化に努めます。

また、この計画に含まれる分野は、福祉・保健・教育・防災など多岐にわたるため、庁内関係部局との連携および調整に努め、本計画の推進に取り組むとともに、各団体との連携・協働を進め、重層的な地域福祉活動に取り組むことができる、ネットワーク構築などの環境整備を推進します。基本理念が目指す共生の郷づくりに向け、飯山市にかかわるあらゆる人・団体・事業者・各種機関などと本計画の目指す方向性を共有し、意識変革と取り組みへの参画を促すための周知啓発と各種施策を継続していきます。



2 計画の見直し

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間としますが、計画期間中においても、地域福祉を取り巻く情勢に策定時の想定を大きく超える変化が生じた場合にあっては、必要に応じて計画の見直しを行います。

また関連する上位計画及び主な個別計画との相互の関連性において必要となった場合も同様に、計画期間中であっても見直しを行います。

誰もがその人らしく暮らし続けられる、持続可能な地域社会の実現に向け、行政は取り組みを継続し、計画期間の終期における地域の状況や福祉施策の充実等について、振り返りを行い、それをもとに次期計画に繋げることとします。